織錦遺筆

全

1 曽 5
325

門 イ 曽 5
號 325
卷
帝國大學圖書
明治三六年九月二十日購求

ちりやさくらの名

こゑはさくら

まをはしらふさし

あやきさき

春の衣

露くさき

こまはしり

[illegible]の花の色

文字を[illegible]さし

撫子菊の香

はさ也

あさまといふ詞の注釈
遊取といひ盛といふ詞
ますらをとあやしくいさいえといふ事
元白詩の事
麻の葉子姦の事
このやとよみの付会
こみせ
こゝろ刀の字を用ひたる
名高き人のことの事
蜘蛛のい
歌といふ文字を哥とかきたる事
聖武天皇の願文
仁和帝の陵の事
土佐日記の異本
高瀬の庄の私ほとき
海屋の物語
むらさきの枕
南の法り
神代の事跡
七夕といふ名をたなばたとよみたる事
妻の字をまりのかたのこと
生の物語
東の都との名詞
梅の小柳

大宰帥
こうのふみ
令法
禁色
ひしけ
ゆるるし
喜多采女二人奥平右中将ミの位より令
菊花の縫のこと
戸合庭分筆老
道風朝臣佐理卿行成大納言の手の跡
文作りする心得あり
よき女は文よく書かなる人

苗字を賜りし盛衰
こうきり
くしくすら月の旅しるき
御形京つかさ 紙つかさ ゝかり
みくしげ
やまゐ
蓬壺
みさいもち
内君
うきんたりの汁
こしきみ
螺鈿

相の手二ルのつく
扇子をのつく
折碑の法
和算子十税
古筆伝火之夜蓍速男称の夜学ハ迯ヨリ始まる
たもむつまき
大義良徳国
大分青馬
ツヽへの継字
まさか　とか
多々良釆
御の茶碗

つちなり
ほうき掃ら
なまこイ　あまら法
めんこ　おうこ
ぬさきの白糸
砂に浅彫春
紙屋養め渡
らつ座右経の法式
水鉛
上林水来
三条の色布

上総の人昭浩典が物語

金魚袋

寛政十通年於江戸寺院什物木村某ちす札

半合新竹考

家集録

二朝論

ちひさき人の事

寛政六年の夏下総国銚子浦に海ひるたるに浦人寺井弥久
かいひろたへにせそうりえの年秋この川にてあやしき魚を見てかね
え服とまよく鱗のをとらへて羽の如くなる鰭こそむかしよりも首など
き事もありけりて是をかしさくまりて大きさは雀ばかり
ちひさし漁の人をまきとらへて今とし八寸斗の後をなち
こひたいる舟なさてい其おきてゐて銚子の浦にてあら
つるは日のゆくを経て此のあゐの家かの物を
ゆきさあんともなくたるは年老たる人などのつかれはてたる
色の事にもことなるかたつかた人にもまれなる

こはしてさき

下総の国銚子の浦にて山松をきる所の中に一本二本ともなる

せ給しおくをこそはさきにしるしたる也又山谷なとも我か国人か

門弟のはき様か様の様をうつしきらすして我かものとはさきといひ

よみの冠様なと遠江の守の俊成の筆をまねひまなひて我か旅

やとをもおもふへきにもあらすいつこそもいふ調の古きみな

こふさらて其様の字形をもとむる様にはなさきそのことなることよ

らかんなり

書をよむへからし

古の書の字をつたへよきか此所の字のさまをうつしてくたし

つかふる人のみなすてさることはかくやまねひらかるきなる人となる様や猶

こうつくしきつたへの字もなきを我か様ねて此所の人の筆とまなひなし

ありて後よくしてなかなか人のまねひとをもかさりなかなかはかはかゆる

さまくの書の人の字いはんとしての書の法をまなふ古人の筆をこそいはさかる

なるをも本中紀んなき風のか次第にこの秘とをもまろもとめてなかしとも

書の後く字のつさへ本体の人のそとの風にもなさねたるものを社の書れいく

しかれとも人はにせたるをこそとききしかし字のかん井阿其か筆を加ふる

なにはもとの人のうたはらをねいまをなすへしとよくかけるをしさをさ

こそやうの紀なとのつをまなふ書を其家のそなり古人の筆の風に

まなふ輩いかなる筆しく御さきこそ字を大いにまなふ書をこそはさまさかるものの

いつもきき字の様をかくなく古の筆も長く後世へのまかへなかるを

後世の筆を見て今のいまの人をも筆を見とこそそれは積翰も経

弟子らもむかしつねにむかしをみよまねひてかなそこなたの後めてさた一ひま

さらに秘伝なるむかしのいつか侯にする庭のに書を持てあたへ後の世

人のまなふ古人の筆のさまなる書をなふくてうかさきそふてむきに後ん

こそなるやうなきてことさら凡にしまなふ秘の筆かはなくになさきそ山と様ん

伝へて世にあらせまほしとおもふことをなけき人々きこえしかは右大臣忠良の興福寺よ
傳へられたる書ともを内典の類のほかはかなの書の世にあ
つらぬるは、写させたまひてさらに寺の法印なるものにおさめさせたまひし
しかるのちに人々こゝろあるは是を写しかへんとて是をもおなしさまにうつし
鳳潭といへる世にすくれたる法師みつから彼寺の書ともを
世人もすくなきを人に見せんとてかのいはれたるにあらはしたるを
またもそのうちにも香法師若法師の書ものをかきつけてこれを
極楽寺宗のはしめそのほかの書ものそれらは法印のゆかりを
ならひとせしいつれも
仁和寺にて古き書ともはかりて伝へたる宮の御本をもうつして今
このほかにも僧の丹波雅忠の医心方といふ書をも写して
かのまた寛政のころより来てはしめておもひたちし人のかたりし

まさしくみつからのよりてしかるかたにもかはりなく
みなひとつにしるしおなしさまに見せよとてうつしかへ
この御代の書をおなしさまにせしにあたりて御代々の御法をもあらため御代
今ひとつにしてのちに見させむとて御代々の御法をも
かんきこえし

ほつきかき

信濃国の内記経正まて年毎に五月十五日さきの歌の題を見てかうふりを
ならひとも人々の歌のたつきにしたかひて又祖徳信の家より和歌のみちに
年の初めの門松をもて縄を張きゆたかなる日の歌の題をうつして
神人のこゝろまて年ことにあきらかに御名を見せんとてさきの歌の題をうつして
よりてはつきかきをかきしるし人々を此の書におさめてかきやすく
なりにきとして一年の内四月までつくるのみのりあらさるを

こゝなるなりてそらもあきらかなる乃四方を見渡りてまへ豆
おさんつゝいまた古かりんには豆をとりかくして家に出かけ侍る
ちかやかぬときはこれをたまとて台所おきて座ともて中く色をとりて
年の月ごとのこと也とも是をこくりよく座の色まき月に当おほし
白きも有をもしるし侍
丹川豊隆の物語十五郎にも大豆を炙て十二月の天気をしる
ことに白き豆まきたるのごとくにて豆やくるに青ありてかゆるやうな
るも田吹さかしと火を焼豊隆いふ下の青も悪しくなるによ
める人そ世に勢語の書つくしまる也

青の名

青は名つくるに大和ことをもちて陰んいさ読むもきいやまともなり
ると年の言申てつくるに衣の青らやくるにきこゆるとなりてあります

岷江入楚 勢語臆断などあるにうかきなり雑記古四十巻
などなたてとゆかしくて語りみきまえてといふやかなほもひなと今
いうとこりきをゝ源の青きこ秋の花さ見る月の書の緑もめもこと
なといふも雅なく中々まて雅なる私もまきのゆの地にこの
まなめをよくみる源氏にも雅文

二語の事

つきくきをも語事といふも源の字は祠の字の語者ことは
おうても文とより合花えて空飛揚語法語説中語さして
遠山をもせりとこれ大臣玉輪秋入物気よ春雨のもくら事也
つきさらて語るをさつしみくまとて
よふつをみゆるらとのしら花か松吉年は出たく色をゝちらせ
らる也し

ここやとみるき都のこと小さき虫の身ながら花の陰にあそぶといへるを
又後撰和歌集の難波集にて蝶の子のさきかたに風の吹くをとみて
いそぎてかへるは都をもかせ風のたはぶれをいひし人の蝶の子のまた
まてまで本朝抄子西行法師
ふりゆくことぞかなしき秋にはその花さへあかぬもあるまじ蝶の子の花
又和名抄新撰字鏡等に一の蝶をあけてもいふ事をここにいひて
蝶の子にいてたる虫のかはりしも又一心もなくなりし法師
まいふ書にある歌に本草和名抄に異名あり其余もむかし村上天皇の御代
の御歌の蝶の子にて古来より人の作りやもとに名は蝶子のかはり
ぬりしゆるしに青色にて眼はいとくて黒きものをかく異なりし
いろすこし赤しかりといふ
こまかなることにもかくは名の類あるものにて方言にもかはりしこと
のみなりて古今集よりはここにつかはされしことより昔より六月
ころ虫の名をつきしものの蝶を蝶といふ名はもとにもやく
これを祠に蝶とかきしも何かとおもひもとより今ならぬ人もおよ
よりてこの蝶をさしてまつこそかはしもあこがれ人をよそに今のおろかの
蝶をさしていふ名は和名にも見ゆる集によりて猶人をなかむすびあひて
いはしふみにもさらに絵にもなかりけり

こまつぶり

和名抄に辨色立成云獨樂有孔者也和名古末都玖利とあれど
此人の心をあやまりてかきしものにもとよりこの歌の字いふかくにも夫の
字の撰をあやまりしか独楽を形のままにかきしものなるを本草和名に加太豆不
利とあるは豆不利とも誤れる人もありといへど源順法師のは説を
いるなり大鏡に行成卿のこまつぶりを献じたる所に御覧ぜさせしまして

人よりは多紀のまゐりきたりおほせごとありけれは殿よりまゐらする

むかしの絵をつくりてまゐらせたまふ人もありなん此世のさまなどもあらはす

ことも世にはありともみえさせたまはんなれはこれをみせむか

はかりなきものなれともきこえ乱れて南殿におかせたまひてまゐらせたまふに

大臣さまこのよしを又に物語りすくなくさはかりなりといふをけしきをみせさせたまひて

つたへそのみなさまよろしくはせさせたまふ人をいさめむとてこゝろよりのち

はかりなきまゝにこの桜木のくれなゐにまさる数本染臙類の所なる

ことにかなふをとりてまゐらせたるのことにかなはむとおもひはかりをと

よみたまひしなり

四位五位の袍のいろ

いにしへも四位は深緋衣五位は浅緋衣をきることなりしを四位に

紫をきることとなりたるは正暦の比よりのことなりと云の餘は江家次第に右記

又正暦三年九月一日明順真人叙四位之袍以三位袍送四位如何然而

遣之其報云近代二四位袍其色一同又家袍着用如此哀之三位所叢

尓也左奇不少有之とて正暦の比をはしめとしてその後はみな四位にもきはめて

さきしよりくし五位も紫をきたりしことは先は十和物語に野大弐経者ちかき

きはめてその使はさるよしを叙爵してのちもつきまゐり五位もおもくむ

なきし年よりおくれなれとも月かはりてのちのみのゆるしにおもひた

まふに承りたる人もなくきこえけれは紫衣をことに五位にもなりぬへし

いかなる人はさきの位袍をもきたりけることとしていそきぬるを承りはかりてなほの

なほまた紅のいとにはなやか色の衣のいろをかなしむしてさまにいはゆる緋とし

あかきことをよんで紅のいろのうきをいかにて月日をもおきて五位に

ましてはなたよせられし紫のきぬなれともかへはきぬとおもひし

ことをよんできこゆめれくらきしくてたむけたまはる五位にならもなし

こは紫にちかくていひえたるなるべし又此條第二條古の返し
の歌にて
ちかきころ年頃ことなる參くしけめのいろふかきをもて之をいふ紀
こゝろえ侍るに色ふかき色も天暦の時五位をさせて紫をきるなり
略按の時元の使をさせて天暦三年なるも云暦三年より五十
一年第二の古の紫は紫にかはりて深くなるを中比より降も五位子總子
までなりける色紫の袍をぬきいにて染しよしいふ薩戒記などにはみの古の
緋を蘇芳にて染なるを中比より深二赤き袍といふをも蘇芳にて深
なりたるへし錯抄に廷尉外記史等の袍をなのる色といふなる蘇
芳染よりする五位もよ年の袍を緋袍といへるこは色よりから緋を奴婢のさ
みる色なるよし今にさえものめのいのものにて染なりしこさ色緋二
似ける色をやうて緋の袍とはいふなるへし

中頃の世に五位は緋なし色をきぬなりしを然るに後には錯抄に五位黒
緋五位有蘇芳氣六位緑廷尉佐大夫外記史大夫尉等著赤
色近代四位五位無差別不知故實云々又續世繼にも後には人の中されけれ
ある色つゞきみの衣も王の五位の色とてさし人の五位と王五位とわかけなき
色人の五位あけの衣をきてやうもしくいふよりも人とさも今の人これを見て羅位王の衣なり
五位は五位の衣をきることなるにしけれは上衣なとはえしらぬ屋しくて猫あけさせたるしかるを
さへるへし狭衣などにも今昔物語などにも赤き袍きたる人をよみて五位
徒なりしを殊にさやうのことはとしも見えさせるみるをまた五位にとも赤袍をきたり
ゆるしをもちゐるべし續世繼に王の五位と五位との袍のいろの一事なるよしさせたまへる
いつもの時の定めにより詳にはあらかたし諸王の袍色のことは今に二位以下五位
以上は淺紫の衣をきると見えて延喜式に弘仁元年の制に諸王二位以下五位以上
及諸臣二位三位着依令條淺紫今改著中紫なるよし見えたり

王の四位五位よりかくはこよせいまに若海ます

文字せをぬくかちもし

ものあそびにいふく文字をよみきてあるはよ作りてもよめいふことし

きし人のはしのあきぶりたくさんの心よみつゝあさき心のさ

けくて和ごゝろやうきたちたる人なくてさくおかしまふこと

おかしくおもふ也みなよき也非有なとの類なよきものゝ年の十三年九月廿四日

なよ紀氏古今集の序ありとこそ年月の文字をさしてかむとむかし

はをのいまをゝつくりそてかきいはゞおもしろくてありける月日

也となりまへこのみはくこのちかくてもみえしやまとなのときいとさやくとや

いとまし大江氏物語なくみはよ花紋星とも花紋も摘花を未摘頭に清浄を

称まうて馬路を馬のさらはせといまするといひける也大和集の裏まなとこ

万葉集を万代集後拾遺を拾遺金葉集を金葉新古今を新風雅を風に

をさなきこゝろもいはまほしくなし万は万代集拾は後葉集金葉集拾は拾玉集金は

金玉集新は新葉集風は風葉集六は六花集などいふも有るなり

まかでしあまりにものをまめやかにいふ人は織りけるきこゆるものゝ心なし

さればこのまゝ人々あらそひてよろこびけり御ぶしてあらためなし

禰宜某語る

妙法院宮は　当今の御はらからにおはしましまして大和の

みやびをとこのみましてはやくきこえさせ給ひて歌人をめでさせ給ふ

ゆかりのものまで歌人の中にも伴蒿蹊小沢蘆庵などめしまつ

らせ給ひしまゝ橘の千蔭の名もきこえたまひて寛政

十とせの春一条左大臣家より御あつまりありける大舎人従

五位下保孝よりおほせごとありて千蔭のもとに古今

集なよの類かさねせのふしをおしへ奉りて色紙十枚を

なきあとの家にまてよみ侍りしをつたへきゝてこれかれも長歌につく
れる哥よみけりときゝし

山家子日

吾山のゆきまをわけて若菜をもつむとかはらぬ人はかり哉

山家惜桜花

こゝやそこ来とみしも山里をはなれかたき桜なりけり

山家郭公

外の声はさきにけりともほとゝきすこの人の袖をまつまて

草庵鶴

なき松の花ちる庭にとひくるはのこせる人のやとをたつねり

月の夜山里をとふ

そのみちをゆく月をとひなれて秋のみゆきの限なるらし

山里ふかくすむ人のもとをきゝて

都人のはなさき絶てしもなれにしくものしけみの色あれ

山里にすむ人あるの侍りしをとふ

花をむしいつくりものをふる塵も雲に似たるかねのおと

山さと二首ひろく

けさみれは吾かくしの木枯に小雉ひとつ星のかけさき

草庵深鎖白雲深

よの中のひとめもくさにしけりそしてさはこそたえぬ雲

山家

山深き松の下かけ花のもと結庵そ住てこゝに住をし

こゝにきて雲をせはしくまてまたみやこへかへる人の心

りうたる長歌をよみける

ゆくこゝのまみ古に河原の下つ隣にむかしくるのこるからゆくつきさ
かくてもくねのし花の影になりてはまつの年をかさねさみむくしよなあ
いそむかしなるくるしくまのとまのみやこにしてこゝ図ゆうをとた
なりしなえしもとむさしの花の種子を今つみしるし乃
もと京えいかをれはまつもぬのあかりうまきなまたちけ集
たとはいまおいやまき名をも据まゆれおはぬさらこみまおうくる川の
こけのなるなをしもねかくてはうらねの井の深くもあまなくし
わつくめなこよるいとをすもとはれのらみの影老のさらさ人しるはまる
そなおりもぬめなきのおもつかなさしこてなくきもなか木て
まつの御とひまきぬまぬはをもいつきをましきはかなくと
ふかき恵よしかうしまてのたまはしかたはうとかなあのさ
ちるをかくしなくをなて

いろ名所に緑はなほもありまたかたそこそ名をもかつこもちかむ
このさとをもとをこもとあつこときのかて行くもえせさゆのたゆ
をもを草露をてかつくまてこのともの葉

一　わさもの

抄語名にわさものといふ物はなほ古き深氏の作れることなされは表礼之と
なすれは忘さまのかし文師説にわさものはまたさせは酒肴の字をかくへしと
あるもおそらくは後よりのをあはれは家居の花お記載　字鏡に䐧は魚肉雑也豆之佐之又わさ礼太利さんぞん又古き博士家の
訓読に肉のわさもなりとありとけさ葉あるをもて佐目花よさは
海のはかりてなりてをもあ（わとつけ）はあさされは魚肉わさのとこ形をもと
しめをかてもとわさもをも魚の肉を除きてもかをさへわさものなり
かるを人を除いてはつ海のはらをそもわさもなりとおもむもさうしけなり

形状なるをいはゆるなむ・なも等をいはしむるなりよりしう
其を十ばかりにあらそひてはやおほよそかたみのふしまたしたがひ
はさきをもたてゆくなり。されどはやまたのほそにあるべし
名詞はさてこそまたしさて名の詞のさまなるをはなちて
いかなる言の葉の上にも人の意をもたしまたしてもあるべきを
こそいはゆる詞とはいふなれ。まことにきはめのみいかにもあやしき
ことなりにてこころえていふべくもあらねどいかがしてしのばるる竹取なとぞ
そをなほよく思ひはかるべし

あゆひといふ詞の注釋

本居宣長の説に、あゆひは、いはゆるてにをはの事にて、いはゆる詞のつかひてあるにては
よく分かちたり。あゆひといふ詞は古事にもさこそ本の詞
また此の博士の訓讀に鳴呼の字などをよむるにもあゆひの詞なるをば

まづいはゆる言をも略して訓讀に便なる事に用ゐたる詞なるべし
さて便宜の訓讀にもまたあやしきことはさらにこの詞をかなへてたやすくしらざる言をも
今の世の俗言にかよはしたる一つの方にもさてその詞といへるおもむきなればいひて古語の
趣をもさぐりてみるべし。古語のかたちをさぐりて詞をもいふにはおほかたの意の詞
おほかたゆゑなきのみにてはあらぬをことにもおほやうに詞の心をしるしてあまたの例をこゝに
あつめてみるに、あやしき古事にもさこそいへれ。古き詞をもあつめて心をはなれてしもいふ
詞の如くにいひなされたることばどもおほかるもあるはいかにもくはしきことわりを
おもひしりて其のことをいふにも、古き世の詞なるをもまたはむかしのさま
この詞はかくもあるなり

挿頭とも成ともいふ詞

挿頭といふは、いはゆる詞の上に、たとへば伊勢貝土の説にもあるごとく、ほかにはこの鳥
草の葉のさかりをもさまざまにいへることは、かざしといふ語をもつて云ふなり

咸とふことあるをもて也華あるでも其字ハ諸通といふことをもとよふ
さらハ字ならむかさふね一字も咸とかもとてハ注字ならずあり

妻のまをのみさしてさいふといふ

辞きくの書さになつらきさいこちたのまんことなるを宣長か玉小櫛に
さいひおのすこころなる妻のことをいふ古今集のおに世の中をいふ
小ぐろの小草木など云てもよめる此卯花ハあかるを草木といふよめりし
たとえよいひたの意也字書の注に云の兩を倚てひろくいへばいかさまにもなし
このさいとよみたことハ唐の世の俗語なるを以てものにみゆ元之杜子美の新
婚別の詩に結髪為妻子席不暖君牀暮婚晨告別無乃太匆忙
とありて注に結髪為夫婦通篇皆執婚元年とありて夜の字に
いなりてか詩傳などにも妻のことをさいといふ字をおほく
あり

元白の詩筆

文徳実録に適得元白詩筆奏上とあるを宣長か玉かつまに
詩筆とは古本にかくあるを元白が代には甚耽悦とことはりおさせ給へる
詩集をさしていふなるをもてかくもいへり是を詩と筆と詩文といふおほかれ
しこともをもて傳ふる字ことなり（白氏）樂天の文集自記に詩筆共大小
九千首とあるも詩筆と南朝宋人謂文為筆唐人
呼之亦称杜詩韓筆とあるもみえたりまでて六国史の文まで唐の世の
文辞をまねびてつくられたれば文字多くは唐の世の文辞のくせ
おほく見えぬ人のいまの世まで目にもふれぬ文字のまじへさるなどあるを
見ゆくえなりよくよみひていはゆるんいひとをとおることさす
あるべし又日本紀の巻中戴ヶ愷悌還とあり古事記序に愷悌
歸於華夏などあるをみて愷悌ハ和楽の義なるをふくそ

古の人の字義をあやまりなるかんとて古人の私をはなれて注之
爾雅に愷悌発也とありて注に発ハ発行也とありて毛詩に斉子
愷悌とあるを孔穎達か正義に謂発明而行也といへるにしたがひ
きたる愷悌ハ発行也といふ義によりてさて愷悌の意をとりて
愷悌策といふことをしるなるへし唐の世の文辞にいはゆるにつれ
わたることのさをうやまなきしるほとにわかるかたるの轄書にしたかふ国史
なよまん人ハあまたなれと六国史の文辞いつれもかくいへるを字義な
いさと文字の関わるをいせさしくさえれ今の世の俗書の文字にしたかふ
たとへ生をさししるなは文字のつたへやまれとゆゑにし今のよみ
またいわるにハあはき能なりし

麻の葉に毒ある

上北のをく北北に谷あてにくい黒ありて十里二西に光孝といふ寺ありける所

さまの内のおとひめきていとさとりかへしてとききなるものへゆきてこ
こなたみ経義のひらきよみまた清ね花ね殿なきそいふことなきら
つてこひわかくらきよりて俳の書堆ひきらう緑子ひらき答かきとして
さる霜雨落ことにまたおこほさへてたちなくるなくなくはらめたちと
いふことわかれる人もおしかくて里人とよ申人のつきねかてまうそれと
さるにせむとありけれハこの里の男ハ毛由まてそれのたちまてそれ夜もとまる
物に住てあるきこころもなくいみ田ねなく家には帰らて家ちかへりて里人
こまかにかきてもろ寺の内へいへもの跡なさましてきこころまた
たみ女もいてかきさな人す血ねとなるなたらひらいのこなさくらてか屋や
つきなたとらかにあらしてからひたなたよえきすめもとのへこときたらう
しらうてさふ光よりいてこそいまにあれわたいわたらさへけるにそ
よのなきそよしてこれはとりしこゝろをこそおひたるにせん

きのみちのくさ／＼しるしたりいふかしき男のいひ侍たる一つの国に
奈良のみやこの時侍りつるのちの葉をいひならはせる事を伝え
江戸の人もよく伝へぬるや田舎人をして伝へ聞きたるといひ伝へつる調
せさせたまへるにいとはかなくおぼえしものを聞えてまくほりつゝ
やさしけなりて物やさしくおぼえ給ふ事を伝へ申さるゝ事なれ
侍ふ御かたへ伝ふるに古奈良の葉をもちひてくらひけるに彼君の方
都まで歌の義はおほくくらべたる人の心をみたまひそのふところよりいでしこの
ものを返事をかへさせたまひしこそ寛政十二年の春このころ
まかりくるやうにいひしとて里人の集りてつかへたてまつる

から大和のうたのいはれ

このもろこしの歌は詩といひてまたしくおなじ国のならはしにかはれることなし
其ありし時は歌がへてなまりとなりたるその詩はむかしよりおほくあつまりて大和ならはしにうつりたる

しそのまゝくらべ給はんとおぼしめしけるはこの国のならはしの事にて
おほかたのうたをもよほしたまはするはこの歌を詠じはじめ給ひてより大きに
またなる歌を今の世の人もしる古事記日本紀この後からはいかにこの古歌謡
のさまはこのまゝにて古今集撰二种なりといふをもとこの集とす万葉のこの国
また此歌のさまいへるものを古人沢万葉この世の人は此歌のをさまりたる
三百篇のたゞしきやうにして人の心をとりなしおしはかりたるくらべて詩経にそ
總じて和歌の道は此ものにて漢魏の古詩などにおなじく此国の風に
なりしや万葉集のうたを長歌にて唐の歌行といふに似たるものあれ
古今集并に後撰のころの歌集あやまりかはりてなぞらへまつる事もおほし
たとへば今の世のものおほく詩経には五七言の絶句またはまさに
ものゝねさしのものゝうたなり五七言の律詩はおなじくらべて万葉には
さらになし神楽催馬楽をさながら楽府の詩のさまにおなじ

かの文字のまなをかりてかきつゞけたるを万葉集のかなと
和唐ともに梵唐をもかるにおなじく古今集のころにも 大宝
唐より伊唐にまなびし人 しばらく捨遣をまねぶに法捨遣詞花
金葉などいふ中古にて晩唐風にまなび新古今ハまさしく晩唐の格なり
かくてさていつきまでもおなじ意にて一の風体をよみたる又まなびく晩唐に
つくおりのさく宋代の末から中古のあたるものたまへしてまた〳〵
いふに宋詩を学びしとて唐の詩をもよむに雅を離れて俗をまねびて 今戦
こゝまで本朝にきこゆる事なり人も其一もう新詩ならぬ新古今
のうたくなりたまふてなやかしさらに宋とよき文からなるを旨
元詩のなからなりけりいまりしみちのきさきの人のしるし一般の如く
こそよしむかしをよみてたとさる明治にいたるを文もて新きよみてもこそ
さるわがたのはみな人の歌に一つも大和にやさしくよまて旨なり

あるかい唐ききのこと也はなの初よりまん人をいのちなる本か古く和歌も
よく詠みてよけれとおもひてもいにしへよりいひ伝へたる古人の
さまをもてまたかかるなしきはなかにもいふ詩を論じたる書に
さる唐にもありて滄浪詩話などいふ論じて七十和歌の上のまた〳〵
あるなれど又これらの詩話をもても其の精詳なるをきはめて
いかやうにみるとてものは 王士禎などの論をよくせんとて
より新古今の詩話の論をまちてまた論し大和歌二つまでんの
よくおもひて大和歌のうちより見ひらく人いつれもわろきこともあるまじ

こゝみよ

こゝろの多く詞ハ日に悦に見ゆる花をもいふにより見るものを 数字の音
かる人ともに言葉の端にも悦ぶ人 一 意長く又詞をもみてはいかなるひ
やまとの詞ハ心をみるにまなはいかなるもことにいつれも一日にみる

都にてかくいひちらしけるを人のもとにてよみける時かくなん
せんにうつりてかくはなれてもまたこの歌のもとかへしこそみゆれ
みなもとのつらゆきの集に秋の夜の千代を一夜になずらへて
おもふことしるらめや文たにまなせそこみてつてよみけるかなしきに
ひとりをはてゝ住みなれし

こゝろ子刀の字を用ひる
十島の中子寓の字を刀よりなかにえたりこそ萬の字の説のみを思ふて
こゝろにもおもはぬ人のかくいふ字をとりてよみたるなりとこそ
この萬萬同音の字なるを唐の世にも通じ用ひたるをみる
萬の名の萬萬二字雖古通と字典に見えたり
人のいふにまかせつ
享和のはしめの年名ある人みなうせぬ都の相國寺の大典禅師

二月八日年六十三小澤蘆庵七月十一日年七十九伊勢国本居宣長九月廿九日年七十二皆ことし世乃
よきうたよみとい思ところ人々のかくはかなくなりゆくこそかなしけれあまりの
かなしさにかくなん

蜘蛛のい

くものいと云ふ假字かくを古の假字には古人の假字のと十閏の字ある人と
ある人のかくなんいへり和名抄類聚集に
蜘をたまへるはかくのことくものいとも我をかくなん
まこと一首ある
蜘蛛くものいとはかくもありけるをくものいとのもとなかに
こもりの日に
今年の冬のことをみなさまにかくてはしきかなはしや
金葉集に大江公資のうた

志のすゑにたるも紫にむつましくさるまのいなさる世を人かたきなん
かくいなまいそいさゐかさくはなりなるそ伊の仮字なることをさとし
されど和家の歌よくものいさなどは人をいたまたくせよふはの同し
こまをいとしもいふさへいかく陶なりはさ考注す

歌といふ文字を哥と書かれし事

今の世に歌といふ文字を哥とかけることはやむごとなき世の人の筆にも
あるをみれば[illegible]をさなき子をもかくのごとくかきてもさる
[illegible]して哥歌通じて用ゐる字とみえたり
ときもあれ[illegible]人の[illegible]香祖筆記といふ書に觀鄴初日
沈約宋書凡歌字皆作哥字啓官廣陵王土大夫家
見趙松雪家書凡哥字皆作歌字蓋古通用也といへるが
まさしくかよはしてかきたる文字なりけるとしるべきなり

すべての人は唐宋の世なることをしらざりしひなりとあり

聖武天皇の願文

豊後国主の君の家士羽倉推得きみて[illegible]この比京より人のこゝろ
あはれなる[illegible]寛政の比の五月[illegible]国法師の[illegible]
のあはれなる[illegible]蔵の人[illegible]
なりしを[illegible]紙[illegible]聖武天皇
の願文[illegible]紙の古き[illegible]
かくて[illegible]
[illegible]の大日本[illegible]
まことに[illegible]
菩薩戒弟子皇帝沙弥勝満稽首十方三世諸仏法僧去天
平十三年歳次辛巳春二月十四日朕発願称廣為蒼生遍求景

福天下諸國各令敬造金光明四天王護國之僧寺并寫金光
明最勝王經十部僧廿人施封五十戸水田十所又於其寺七重塔一區
別寫金字光明最勝王經一部安置塔中又造法華滅罪之尼寺
并寫妙法蓮華經十部尼十人水田十所所冀聖法之盛與天
地而永流擁護之恩被幽明而恒滿天地神祇共相順恒將
福慶永護國家開闢已降先帝尊靈長幸珠林同遊寶
刹又願太上天皇大后藤原氏皇太子已下親王及大臣等同
資此福俱到彼岸藤原氏先後大政大臣及皇后先妣從一
位橘氏大夫人之靈識恒奉先帝而陪遊淨土長顧後代
而常衛聖朝乃至自古已來至於今日身為大臣竭忠奉國
者及見在子孫俱因此福各繼前範堅守君臣之禮長
紹父祖之名廣洽群生通該庶品同辭愛網共出塵籠

今以天平勝寶五年正月十五日莊嚴已畢仍置塔中伏
願前日之志悉皆成就若有後代聖主賢卿承成此
願乾坤致福愚君拙臣改替此願神明効罰とあり
[illegible]國の國分寺の[illegible]

仁和の帝の陵の説

都仁和寺の西の方なる田の中に仁和の帝のみさゝきの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]江戸の麻布の里乃天源寺[illegible]
[illegible]
[illegible]大業功徳[illegible]

いかにみえたるせりと接み宗易つめよりしこゝちにかの色にかゝせてみるに
ならつまらんと思ふにこの塔たちそうつかなるをもこと人をさかしたにあさを拾ひ給へ
きみのなきときのやさしさきみおはりて物を有てはなあるまゝにはなれぬ法さき
ふかきをなしまうさふにはたしく様こともおさて大きさもの人〔是ここたか〕世をまさ
とうえんまこのもへのまうさものゝ隆をえうせくやきさ人をのそてつまゝり浮あゝしよ
よく能ひて見はるへつらぬなとしてより変よせんへうゝ有の法のちにさひ給りしこの事
いまさかん事を給みゆりてはゝまもし花つたへたとる人をいかすゝきみ藤にはるりし人を
こさせ藤のこうたちまて未の宗子こさ伝のうせぬとの歩あちまりたまれと
こゝ北宗易にありとそいさ藤ゆねとしふさるりのるあちむあたよむとめとさかりわ
さはそれ名菴のきたるひて庭に草木石なとしまありてたなし古松
のやみかこそおかり古かとかて其こゝんに茶器ましてまぬあ中のませあと
せむそへはまえかしきとへまて又人おゝみかとのもて、たまへんいはつましくしそ

こ様おはゆもさくるをたゝとみ字をかなとおもていかゝやたいこさるもき
そこめてのくゝ元をたるとうまふて事を有ふきまたひと移さくるもいはんや大
そうへしとよいかこの名をて紙式かのおはとろそ人のゆるまうておもちに似なる
いかのたまちにさゝさとさに調度をさらむれる人いさこともてこうさゝのあるなき
このあふ今をゆる茶きよはぬゐを見いれりものを見てそのたる思ひいは所をきえり
よるせし人にとにいとみあへるたゝたてゝそ物思ひもいをえのをふ事まゝ人の心の様
上手のこはにもたれは給ひのをみちかつのそしんたことのかのなる名もし
きかたあゐかるもよそつまり物なとみゐたひさなさをまらんとゝをやさきまき
元貢かちとお中人にはいるもをやさとしと茶席の作さる調度のうたもち
あくろなきせとこのある人の〳〵たゝいさとりもてしかのみまあふれとなさくまく
の元大ぬさ事をたまはり〔宗旦が歌〕世をく見むそをおのかよきを一よ給ま
りみまよろにいはて作をかくしえるもなおりもていそとをかれいおまかのまさし

とさへ有楽の湯にのみ人の虎関禅師のよめるとてほこりける歌なり
おかしきものは人のいひやうにてさまざまのかへるさまに聞ゆとてやその
人かほうもえなるものとものゝはかなく見えてあたりし文字のさま一つにあらなく
其字をみてたりおこの此禅師のよみかくるところ見えけれ　さてなにかは
さふにむかひて上へのぼるもはじめに引て元亨釈書の中の七十のたくふすぞ
待りきとさもとこもえみやよろこぶくにたりてよりみな作りもきよみの
まさに身のほどさだまらぬ世に生まれくるにてありもとりえさらにみとなへける
紀中の楽書二つにまれなる詩のことを楽ともいふもこゝろみ句の上守ること
からきもくらぬ下にいはれ在る七言四韻の詩かなるは不のさ紙の表なぞて
行ごとに一字一字らせまうくをさしてさくなりこれくる文字ありて六ん次なる
この文字を以ひて枕ぞうつにさゝめきこまてきこゆるにくまで侍りける
文字よみゆかんといふまでつゝも此の書るを世のなるを見て難のさま

をきしおもかけことあきらけて清さのもと人をほこらぬ名は済せさせなりき
さらにかくむこのころまでこのたうつとふりて人のきらひくさとなりたり

七佐日記の異本

野道生とのおくの七佐日記校注はしめのかた　道生は（岸統文ありて私作と疑ふ　ささきるべし羅山先生）
（みなひとしてかるかたより　万治四年十二月にぞあらせり）よみさ読の米二　其書は（出羽）新国のみちをむかしいふありけれ
をとこ読み講師とよはれしもの　この中の新国のまなこうるはし〜新任の
国の守なるしていみかたきものよろしくおほひより旅行の名所なおほく
のこりまなる一中せんで標とせるもいはゆる奥の中にかくありけるとや

高砂の尾のなかつき

紀貫園細川の家の名士長松別荘のかたはら繪画の山陰とかいふありて
こゝ瀬文室とよぶ人のもとへたより京都の名にし負ふ庭に井戸ほそく清き
きもの石柳あたり並をかきてこまとえ末をもてつみたる家錢

こゝもまたむかしの人の此なるその骨をさぐり掘りてありし金まうけてあり
その金でまた家をつくりしかば人の二衣をなげうちてもみてたふとなつかしき
なからましを余にはせずなりしその卿さらに人の言ひとこゝにみ人からん人に二つかなしき
よみし到来宗くるてならずの方又は云々のこうとへは狐の礼なりし人のいはれ
これをきくさくらいつるる次に下まいて我のうへには書き白き小ともたいたる
しるさ学きの書あと云ひてくはしくそさるゝの書も古楼のふるきあとのはなのむ
見てありし皆かずかなくかのの非もさのその見もあとに今さき中の社

海鼠の由のかたり

近江国の後浦辺を今その有くてたらくの古宮跡にむかしよの舞
すみ由そらねの非二たづをもくもちはぬこの夜さとかきのかたはらにひろみとも
のぞもしとわるそし江国伊香郡大箕村よりあゆそこよ大箕山の
山寺とて真言宗の寺なりこの寺の南の方なる三禅林寺の左注なりこの寺のもとにちかきたた

りよ赤尾若とかかこゝもありそこよ宮居のかたそらね村とか辺村あるなれば
大箕より見えぬところより北かうそこね村をいつさそこ北方よりこ下にこゝも
余等かしむの猫を宝人にいはくとまこそ下子この宮山寺の宮のいふきみ池のか
いきょ池を見かゝりとしそ松森の大箕村のおたりきて大きなる川をわたりての
よ栽外源はとるそもちてふ池を見きあるみありとしたり
文海宝よりの鉄網村なる雲寺ともいふ又あしくありしにそ当宮そこともまたはなり
さ多てあしこにこえたるあはけ村に見る村非社ありて宮居の額に水分神
非にあるありこの鉄網林にいますの川の南の岸にそいてあり菜長の岸まで
見れば、こにありの此新をもて見る非社あなのかぞりてあちこちまそりの宮の香る
まいさし七春の二殺ぬよりのもとにをいはそみたるをたりつなれ
みすのゝよしの指さしめてるさそをもしのゝこの旅の春のます
よりかふきをよこ結りしとなりさきみけるをあなたまでそ雲のなはにおるとある

ことはりさまさまに梅は春のさきかけ侍りしこまやかなるよそほひもことなれはのなのめ
海辺はやくも江によそほひもさきたちてちかき国まてにほふ事侍りしをもて
唐の国唐梅の山本まてさくらなるをはよそに今は雲の如くてこほり
なる上にかんばせの色まさるみ春にうち匂ふ梅は北風
をさえ吹きてつめたき窓のむかひたちてなかのけしきをほくそおもふこそ
アハともかくもことなるにさまさまの春日をたのしむ越智と
近江の境に椿原梅林の遊覧などいふ所ありやまをのぞむ所なるたはぜを
おたるに花しける梅の花の本まで大木にてぬきいでおとろなるをこそすなはち
さらに咲かさなりて所の人の心をもぬくはかり春の日を暮らす年々あかぬさまを
ふかくさくらのつとめにけふを過してけふもあすもさかりなるさまの
雲のかかるさまをてらす花のはちり八つ方萬事山居の心をそへてけふを
よものうちに花なしとて梅の香をめでおのおのはるる侍しかな　安嶋

淡海の意とはいさ大橋の瀬のほとりにこそなれとかく人々にもうたふ春の近
江の国のなとし

むらさきの花

いまの世むらさきの花とて咲やふる花もさきそむる頃の花はむらさきの
ことに椿さく正月まさるさまになりなむつの花には春をすきて上きさらきにさきそめて
さらにかくさき土のむらさきにいまてむかしはかにはむらさきをかへて
よめんいふかたきにむらさきたになるにこれもさきそめてさくなるを
のにほふおもきことをいふにそれにもむかしのものいふはこそのころより
さしまうなることの古き事まなくさまことなることのさまをやく
まへはやしきへかはしるしとしるしまふりてこまかなりと
牡丹清の王士正ヶ帯経堂詩話ニ今京師臘月即賣牡
丹梅花緋桃探春諸花皆貯暖室以火烘之所謂堂花又

名唐花是也案漢召信臣傳信臣為少府大官園種冬
生葱韭菜茹覆以屋廡晝夜𦶜火待温氣乃生
唐人詩内園分得温湯水二月中旬已進瓜蓋漢唐以来皆
然とうりおもへり人の香祖筆記に宋時武林馬塍藏花之法紙
糊密室鑿地作坎覆竹置花其上糞土以牛溲硫黄然
後置沸湯于坎中候湯氣薫蒸則扇之經宿則花放今
京師園丁亦然予嘗以冬月寄諸盆花約明年花樹不敗
則酬其直唯桂花不能如舊西湖志餘謂桂必清涼
而後放法当置石洞岩竇間暑氣不到處鼓
以涼颸乃開今與桃樹牡丹之屬同置暖室地
窖宜其不殖也此亦格物者所當知ことなり
南のほし

いまの世に絵師の福禄壽とてかしら長くおほけなき翁のかた
をかくも南極老人星也寿星ともいふ明の丘濬か壽星圖に題
しなる詩に南極之上有老人星光芒煒煌照示壽徵誰哉
好奇古貌此壽者相身披織女緒手握太乙杖軀幹
何其短頭顱如許長靈甚臺無乃小局促天庭胡用高
軒昂神人自与凡人別顔如丹霞髪如雪誰人天上人
也有老時嗚呼之氣結為星亦解老耄人生那得長年
少我観壽星圖為作壽星詞奉以祝眉壽千百歳
為期五緯呈祥天宇清五嶽效呈地道寧中黄之氣
合五徳幻形五老表壽徵仙風道骨煙霞袂大人遇与
塵凡異五總呈亀千歳鹿七寳藏雲笈九天恐豈非受命
大羅天駕鳳馭之氣来人寰永錫吾皇千万年きかなら

なるかくイゆをさなくく舞鶴なるこのかたをしくはすゑさる哉るせいふ無也
寿老人とよびてあやまりといふの画所ハおほく人とよふなれ寿星ともろに
ふかくあやまれりけりとも元の張天英ヶ題南極老人像ト云
詩ニ老人爾何来年貌一何古身披五雲衣相羊安瑤圃自
言南極星乗風来帝所丹々青鬢眉玉顔如処女仙鹿
御之行仙鶴導之無非忻然願相従授以長生訣但恐塵世
中歳月不我与何当駕飆輪与子共高挙 このふよりの詩も
題画詩類といふ書にのせたり
ちかき比ハ画人のもとめの福禄寿のよう老をもゆるしさる画を書ことせく
こゝをもおもへばしもあそ二の前のよろをかゝるをしまうたの長かなるかをつくりて
あるさつけてやうなることを静て天かく南の星のくらみ星いつの世よりか二の
やまとならいまていふ名をかぬてみのまるさをもくりてみのたよりならん

ひとしことまさしくあやまりたのしはなきたてゝ給きぬをみかほま
つみてしくまのをのかうきかたらみまへらうの空くさくおもいて上代の人ま
詳のことく人をよれ人々につたへんなりとあまつるを書きまじてせうとよ此
婦の火をこむすまうちれてみるのをときくやくするなにこそくてなき
ふるを語りみなりけるなりけり

神代の年数

神代紀ニ天皇謂諸兄及子等曰昔我天神高皇産霊尊大
日靈女尊挙此豊葦原瑞穂國而授我天祖彦火瓊々杵尊於
是火瓊々杵尊闢天関披雲路駈仙蹕以戻止云々とあり此
年数ハ上古延びるやうにて疑はしきことなれ於てこゝを史をそろさふ時
にこそありて方くいさうされなるのとしの神代ろを讀いたへ今さのみふれ
法へあまりることまで実いをまこといつきりをつまびらかにいふ為きこそあらまし

あらゆる皇統の年つく数をあらたにはじめいふたまふこともあるなれど
こその年数をさらにまさんとなりて年代をなされたるなれば
さてそれ北年数をまさせいふにみたりといふべくこれいふべきなり
又は周易の元妄の卦なるによりてこれなるをしるべしとおもひめて
さてそれもいと深遠きことにいひなさせりしるしの此年数を元妄
の卦なりといへば一百七十年とみつる陽数にて乾の卦（乾の卦こ）二千七百
よりて陰数にて七十年を陽数なりとせて震の卦にさだめて震下乾上を元妄の
卦なるまでに[illegible]ことなくいはば[illegible]七十五万余年より
二百万年にいたるまでに[illegible]をかくてまつりに数を考へ
[illegible]をみてまことにいたりし十万年数を
実にむかしより[illegible]をまさて神武の[illegible]
論じてことさらに[illegible]べし

新井君美朝臣の説に神武天皇を以て本朝人王の始にして国史に
こえたる[illegible]を採るに二百年あまり周の末の世にあたりたるにて
孔子既にその書を[illegible]三百年をへだてて泰山に封禅
の君七十二代の中管仲[illegible]といへる十代孔子いふ
ことなく経ては史記封禅書に[illegible]異邦にても大古の事は
聖賢もさだめがたきことなりといへる神武の[illegible]の
日本の代にいたりて[illegible]国史にいへる三
能登近江遠江を北陸の国々の地名[illegible]譯をはじめ
ここにいたりて譯さるる三天経一天[illegible]人のみて
組まる[illegible]に神代[illegible]の[illegible]周[illegible]
又神代まではいのちあり[illegible]神代といふ
者へ[illegible]二三百年を遠き代の[illegible]周の末

秦の始皇にならへる人ゝ一筆に皇統をたゝれむとて書きしものにては
神代のことゞもは消して書かるゝものなりと太宰純などいひしものも晴[illegible]
いかなる心の底より出たるにや[illegible]いひしものにて今和学の出来た
神代の事蹟も神代の事とて[illegible]傳へなきいひ疑[illegible]なく信せし
[illegible]人々のてまへを[illegible]人々の[illegible]皇統をまもりてもおなじことよし
[illegible]字ある人の[illegible]むかし[illegible]代[illegible]神武紀よりこれを
神代の事跡はあやしくめでたきことの人[illegible]そのみ統をひきて世に出
[illegible]人はなくてそのたま[illegible]大和[illegible]
[illegible]人[illegible]いきくもりしことを[illegible]神代の
事蹟はこれまでの事[illegible]
[illegible]人[illegible]神武の上の事もいて[illegible]
しくも[illegible]神代紀より

時天地之中生一物状如葦牙便化為神号國常立尊
とありこの神と申すは何ともなき人のなまへをたとへていふにて[illegible]
[illegible]人といふもののしめていて[illegible]形のめ
み先おもひおこるといふことは人のいふもののいまだなきによりて
[illegible]ことを[illegible]よき[illegible]の
傳へなりとしてこれをもしさてあるめ[illegible]神代[illegible]の傳
へなりといふもむかしまつりたるまでの事[illegible]傳
[illegible]人[illegible]神代の事
蹟は正史[illegible]
[illegible]人[illegible]信せん[illegible]人[illegible]
莊周[illegible]寓言[illegible]論せん[illegible]いま
神代の事蹟もなしとて論せずしてあらぬ[illegible]神

七夕とはなぞ文字をたなばたとよみしぞ

七夕の文字をたなばたとよむことは中比の事にて昔は相撲の節なり

これも七夕の日をつとめし後は相撲の節会をもひらきたまひき

果して相撲の日相撲の節会とのみいふことは略して相撲とのみいふなり

なりしを七夕の文字を相撲のたびにもちゐられしなるを後は相撲を略し

てたなばたとのみいへるは萬葉集物語和歌の書に見えたり今昔の題に七夕雲七

夕雨などいへる我たなばたの雲霧やまたの名とよみ来たる類はあまたあり

中昔の詞にかきしよりは七夕といへるも七夕の日をたなばたといふよし

なる證也七夕の文字をたなばたとよむことも中比より織女のことを

さして七夕といふ名をもちひたるなり

七夕の文字をたなばたとよむは彦星をひこぼしとよむが如く春日をかすがとよみ

なれしといふ人は中比の事に心得るも古への相撲の節をしりし人のまなび

彦星をひこぼしとよむは古書のならひにて彦星をもちて牽牛

のこととし七夕を織女のことにもちひたること

をいふ七夕といひそへ彦星をたなばたとよむはあやまりなれども

名のことをおもふに彦星と書しもその名なりて春の日の名をおもふに

春日といひてかすがとよむもおなじことなりて

夕といふことばは織女の名を七夕となせし

後の世の名なりとはいへども

志の心もちもりのもちの名

志の心もちもりのもちかふ名も古今集恋四に詠人しらずの歌にて志の名ぞ

云々といふ事は伊勢物語にも志のもの名ぞとよみたるも

又その名をもちふるはたとへば彦星をたなばたとよむがごとし

こころあるは弟子の山辺もちもちゐて名なる手をおく云々猿衣よ

ますさわもく袴には衣類にかなふよりて云ことは経にもこゝろあり又ものとよめることも
よりて字は諸書にもちゐ来りしこと意ありて同綟之モヂモドハ通音なるを以てもヂと
又和名抄巻十三聲類云綟　雷内反又音戻漢語抄云毛遅　綟之　和名毛遅
これらはモヂの仮字なること明らかなり、もぢの仮字なる明之モドト訓ずるは内語なり
通音なるゆゑモドともよみ、モヂともいへる由なるべし
もぢといへるも説文字鑚所以云素也とあり、すなはち和名抄
名けたるにや其名はもぢ一ことなり、その綟の義を考へたるに
もぢまとりを一房に捻ることより名づけたることとなるを、たゞ古き説をよく考へたるべし
縫物なりしかば其名とはなりとぞいふ、まことに戻の紋なることなるべし
いまはこの説は上陸奥の宮城野にてあるといふべし
ことさらにもぢの名をもて呼ぶことといふは紋にてあるべし
の紋なるのみにはあらず、今の世に一條の羽衣といふ
の紋の名をもちひたるはいかなるにや

こゝにもぢの紋といふは紋のさまをかのもぢにたとへていふなり
ちなみに云、布にて遍正寺の簾の図にもその細工をみるにたとへてこそ
のせられたる紋にて、その端にもとよりあるものにて陸奥の信夫郡の名
にても、ともにこれもしのぶといふことあるへし

志の布革

いまの世の人したの筆の形なる革をしのぶ革といふは、陸奥の信夫郡にて染めしより
いへるなりといへるは、さらにあたらぬことなり、さて此革の名は
革の上にしのぶ草の形をそめたるにより名づけたるにて、古き説にもさいへり
これは和名抄に垣衣をしのぶと訓せり、垣衣の布の如く
またしのぶ草の名となりて、垣衣を和名抄に
屋上の草なりとおもひて、しのぶは垣のうへの苔なり、又屋遊
和名抄苔類に垣衣本草云屋遊
和名夜乃古介
屋瓦上青苔也　垣衣　一名垣嬴　和名之
乃布古介

垣衣　本草云垣衣一名烏韮 和名之乃布久佐 とありて皆一類の物なるを
かくいへるハしのぶなり和名抄に苔の類にさしはさみ数種のみを挙て本草
の類も別に草の部にのせりさらバそれの本も苔の類とせしハいかなる事なり
又重修本草の正字ハ垣衣さうけり苔類にハもとは本草綱目苔
類の集解に別録に曰垣衣生古垣墻陰或屋上恭曰此即古
墻北陰青苔衣也其生石上者名昔邪一名烏韮生屋上
者名屋遊形並相似ハ烏韮の條下に時珍曰烏韮与垣衣相同
別為一類藏器曰生大石及木間陰處青翠茸々者似苔
而非苔也大明曰此即石衣也長者可四五寸とあり青苔衣也と
ありて其形状を精細にしるしてあるハ人の似衣と名つけたるものハ苔
の一つなるを人ハしらずと見えたり本草のさかしなる所ハ衣とも名つけたるを咲
さて和名抄に屋遊石衣垣衣烏韮とわけて挙たれども綱目の説に見えて皆同類なり

いくらもありてされど垣衣ハ石のうへなるに生ずる青き苔の類なるもの
にてあるを和名抄の物名を挙ていふ事なきにあらねどいふ人の説の字に据
垣衣とハ石の上に生ずる物にて文字の字のおもむきをもとめて読しに
思ふにむかしよりおもしろく見えたりなどいふをおもへばいかにも見え
くさの物産の字をよくしらずいふ人の説を苔の物とのみ思ひて老人ありて
いく石草の如き草之と説くもの有りて苔の物と思ふ事のおかしきなり
垣衣と文字をたがへて誤りとおもひて本草の誤也又和名本草に
烏韮を苔の物と訓せしもよろしからず垣衣一名烏韮とありて下に訓せしも
綱目に烏韮を垣衣と別に出して同類とせしによりて苔の中にせり
あやしく思ふ時ハさらに其ものにはあらで垣衣一名烏韮とあるを我
いよいよ烏韮も垣衣もしのぶ物と心得て和名本草にも苔の類とせし
物之和名ハ和名と漢名との違ひを物まで深くこのしのぶ草ハ

なそへさへしらぬゆふけし

志の帰くさの程へのこゝろさへ思ひよりてやむかしのひそかにあかさし
になるなし　寛政六年六月かへしるす

東の都といふ詞

このはしをきさして東都と文字をかくは都會都邑などいふ字義によりて
博士の学者のかき換へたるなるべし二百年さきの書にかたまたもみえたりさまし
みまをし大和ことのをみては山のまへにいふは縣居の翁の文にも見えてよしとう
おほえ二里ともおもて中に関東にて君も翁とかくいふるこそ東の所の
義をもえてきよのかみをしていふといはあまた今の世の上方のかたの人々て
東都ともあるは文字にのみ書てさるは翁ともいひ給はずしことも見えて
よろしき名目の類を世に俗にて、もはら此上を諸ほまかなる文字を
訓のまゝによみて、彼様にこのむかしの文字をかきよせて江戸とのみ
よみやういきかひもやと、いさゝかきこゆるなることのやうなり

関を輔に用ひしことは昔より堂上の人の心にも彼やにも古のみよし明知
の宮などへかくたかくさまりみゆる日嗣きこしめすこと、如何とすて
天皇まで申して中古まであまりたる奈良の宮の御時にもあさ
この日知の関に重字の義ありといへれて大きにかなはぬなれども
のち紀のかけにもいふこと、あまたの詞の義とはせり
時も意なる人あるて文字のかたにつきていへる律令こそりたれ似たり
ことはとも関様御として、我がむかしに従ひてあはれたり
附録宮の金とも大名の位以上の人をも尽くすとも唱ふ是文のよすなど
も、いてさへ古きさへ今に是位をも尽くりてこの此ことぞとあるにも
かくれ又日本後紀の文に正位を正和とありてこの親王の申しとうけ
諸臣に位をもうけさる人を又このかたよらを申しことなり

髪梳の小櫛

舊訓にツゲノチクシと訓るは髪梳の二字をツゲとよめるのみにて清らならず
さて師説にも此をクシゲノチグシとよむべしといはれたれども髪梳の二
字をクシゲとよまんこと穏ならず 春海か考に乃は之の誤りとせり
從て乃之と同じことに心得てまた文字のまゝによまんは髪梳之小櫛と
義を致てまた文字まで舊訓のごとくツゲノチグシと訓むをよしとせむか
さるはもとよりツゲの櫛なるべし 髪を梳る櫛の料なれば櫛とは別にサシグシとも
いふべくまたかくは云ふなりけれど玉櫛なるにはあらずツゲの櫛なるべし 且
つゆつゆさもあらで髪梳之小櫛といふも髪梳の櫛なるべし舊訓
のごとくツゲノチグシと訓むもよしなきにあらず之を乃と誤れりといふは疑しけれ
ども田中道麿が説に髪梳の字をユスルとよむといふも是
へり 髪をユスルといふことは人のよくしれることにて是は冠辭考にもユスル
髮をユスルカミといへるにて其心を以て...と併せて考ふべし ユス

ルカミといふは古書にみえたる髪をユスルといふなるべし
まで此説は...これにつきて髪梳の字をユスルとよむことはより
更に...事にも髪を捲上て...
櫛をもてユスリて...櫛もて髪を...
櫛をユスルといふ...
文字をユスルともユスルツキの...
又轉して髪ユスルといふ...
ユスルノチグシと訓てその...

大宰帥

日本紀天智八年春正月庚辰朔戊子以蘇我赤兄臣拜筑
紫率[宰]（コレヨリ先九六年紀ニ筑紫都督府ト云コトアリ）持統三年閏八月丁丑以淨廣肆河内王為筑紫
大宰帥同八年九月以淨廣肆三野王筑紫大宰率續日本紀大宝

二年八月以正三位右上朝臣麿為太宰帥和銅元年三月粟田朝臣真人為太宰帥韻會入声質韵率字注朔律切一曰領也廣韻将也云云古作率通作同韵帥字注毛氏曰凡称主兵者為将帥則去声言領兵帥師則入声職原抄述解ニ帥ハ去又ハ入二声アレド率ハ入声ニテ去声ニヨム例ナシト云ルハ甚誤ニ帥ト通シテ所類切ニナルトキモアリ二字典ヲ引クヘニ詳也字典率字注廣韻集韻律切集韻會正韻朔律切然音率通韻表的也後漢何武傳刺史古之方伯方伯一方表率也正韻同帥詩邶風旄丘序方伯連率之職註率所類又史記建元以来侯者年表渠率右帥同帥字注唐韻所律切集韻正韻朔律切並率又廣韻集韻韻會正韻然所類切率去声廣韻将帥也

三夕の歌

新古今集にならへ入たる秋の夕くれをいへる歌を人ゝ三夕の歌ともいひ
[illegible]
三夕とも名をもたゞしく[illegible]
[illegible]
[illegible]
みのこゝろとも[illegible]西行法師の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]寂蓮法師の[illegible]
[illegible]
[illegible]
まことや花も[illegible]

まだの紅葉の色はなきものなきにしも也ふ昔の君たちもみぢを詠みおはし
あまた見えしを、いと〳〵さるべき君たちの御まゝに、さるがたき人〳〵、色を故人の花も
見え初しきみが御前のこまやかの秋の色よりも、色には〳〵と申しおきて
らはかなしきたゞ〳〵みかきりとせおもとあるらん人の色も花も紅葉もおなじ
たとへいはゞくらべとてもやけることかきこゆる也

令法

花縣の本にまきたるといふ事は、あまたありて其葉をつみて紅をそめしかりきと
まことにやらんめしといひてたゞましくさかいの葉の葉を葉のやうに似て大きく
やはらかにて三四月の頃白き小さき花咲くとぞいふなりさまやうなどいふ事は
令法の葉をならかしの色を大つらかなしけるやうの木なるを也
紅のなきのちは、人花縣の團をとりてそめなりし也
花鳥餘情に長恨歌の絵は亭子院の御時の人の作也といへる

またこの絵よりまへの事につたへりともいまだ信西か通憲法師
俗名信西 唐書 唐暦 止 楊妃外傳などいふ書どものことをあつめて絵にかき
しをこそ今の世まで長恨歌の絵とて平治の乱のころ
うせにしが、そのゝち後白河院に惜しむつかうまつりて
よそ東の蓮華王院にやまもりにて絵の年
平治元年十一月十五日に宝蓮花院に施入せられて信西入道の筆の絵き
あらてまつりし舊記のせ給ひしよりかの法師の手跡のことわりをしらん
こともにてかきしなれば其絵をもちて家をさとしなんよりもいたり
まことなるべきことにはあらず

禁色

いにしへのなにはいろおほかた人まかせてもれときおきとのかたち
さるをとかくのけしまん源氏物語の巻に見え給ひの心の

聞く人をあまたなきやうなることもさる所に慶ある人々の声あまた在て乃
えんにいはまし、さての声をきゝえたるぬ[illegible]その声そのさまをいはむに
ほかならぬ人をそのものゝ形をも似せはかりぬ神のゝとの人ことに
その人なりてよむなかにこころせられて心にまかせて詠ずるにいとまなく
ちかきにはよむ[illegible]にて今の形をよむやうならぬ[illegible]今の声教り
ここにえらびて[illegible]ありけ慶ある人[illegible]
菫中納言のゝさらにやそれ[illegible]の[illegible]
なと[illegible]きゝ[illegible]大和の[illegible]
[illegible]千菓花[illegible]の[illegible]皇后宮の[illegible]
ひたくあや
ひ[illegible]文[illegible]
やむことなき人の[illegible]のことなき[illegible]

萬葉のたけさへ長の[illegible]のか[illegible]
月並[illegible]
[illegible]
[illegible]年の内[illegible]
[illegible]師[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の類の[illegible]春[illegible]
年の内に春[illegible]
[illegible]の[illegible]
いさて春[illegible]文字[illegible]年の[illegible]
[illegible]

よしあしこそあらめ（とし）又新の宮に道遥院實隆にいとのみまさるべく
こしの記ゑんの男よいかなる人のよまさて本アレ大真綱をしるきよ名月の数
のみならずして事あるごとしる書かへりは我かくしよまむしきとおしまでよ
古き名子らおほくへなれ共あくともし重なる能と定めてしるを定めはなし人くさ又
ひとかくはきこえりかるをとぞきなん

古今集序に人麿をおほきみつの位といへる

人まろを正三位といふことはいさゝかみえず或説にはもと人まろは万葉集に
見えて国史にみえず今の世のなれは万葉集はさる事にて死ぬときは六位以下の
人なりしかば国史にのらずさて延暦の末に序者は三の位と称し諸人の家集なとの
と疑ふは事なぞらへとかく言ることなれど疑ひありとはいはじ歌人の家集見えかたきも
多し延喜天暦の比をもて古の例としもしかなる事いふ歌人の作ある世の貫之の
にしたがへるも新説なりておほきみつの位とはいひかなはせて古さも深く考へ

さりながら人丸の林葉集にも不見國風にあらはれてこそ云々と終りにありさまは続く
延喜の風花なる人ゆ風花ある字にて見たら其時の雑説の国史なとには
ふことなくるそむかしのせたるのみ貫之が時のあまた説は風花なるさを類
の雑説なるべしとぞ考へいる也　礼

栄花物語のこと

改観抄に延喜栄花物語は赤染衛門つくるのよし見ゆ巻の終に云つきくのあり
さもこそあらめ且今見る所も全くあきらかに他に見えし
従て寿永二年二月と記して赤染衛門さこの事に見えて絶なり
なる人しきこと十一歳に巻に寿永五年には長元二年と三年の作也
ありて長元三年まて貝も赤染は巻にくはしく
それ年紀もなかなか人の見るをは巻に出羽弁のかきて出しかも
ましも以下十巻は出羽弁のかきたるにて赤染衛門にはあらじ

長久の比ほひ[illegible]賀人匡房館

うまれて侍るに[illegible]赤染衛門

[illegible]

[illegible]代[illegible]心の[illegible]

戸令應分條考

凡應分者家人奴婢氏賤不在此限　六字本注也○家人ハ累世家ニ傳ヘタルモノニテ奴婢ヨリハ重シ奴婢ハ牛馬ノ類ニテ賣買スヘキ者也此家人奴婢ハ資財ト同シク子孫ニ分ツヘキモノナレトモ家人ハ賣買スヘキモノニハアラサレトモ暫ク價ニ准シテ分ツコトアリ集解ニ穴云問フ家人ハ分法ハイカン答フ家人雖免賣買暫ク家内而平價處分免妨身新令ノ問答ニ云フ家人奴婢皆混シテ准價作分也ト見エ氏賤ハ同姓ノ親族ノ奴婢ナト數アリテ奴婢トナリテ家ニアルヲ云

田宅資財其功封唯入男女　九字本注也功田功封ハ田令ニ凡功田大功ハ世ニ不絶上功ハ傳三世中功ハ傳二世下功ハ傳子ト義解ニ子ハ男女同也トイヘリ又祿令ニ凡五位以上以功食封者其身亡者大功減半傳三世上功減三分之二傳二世中功減四分之三傳子下功不傳トアリコヽニ入男女トアルハ功田功封ハ不分モノニテキテイヘル也サテ功田功封ハ妻妾ニハ及ヘキモノニアラス子ハ賤物法ニ依テ子男女均分スルナルヘシ此法ハ本文ニ不見トナシト集解ニ跡云功田封戸ハ不別嫡庶子分均分法師説也トアルナルヲシレハ子等シカイ傳ヘタル事ニテ義解モソレニ從ヘルカ又當時サル如クナリアリシカフナルニヨリテクハシク律令不行世ヨリ推スルハ非ナリ義解ニハ此類ノ事折々アリ

總計作法資賤ノ多少ニ隨テ兼ヘキ人ノ數ニヨリ其分ヲ定ム

嫡母繼母及嫡子各二分　嫡母継母トハ子ヨリ云詞ニテ賤主ノ妻ヲ云

妾同女子分　六字本注也○妾ハ賤主ノ妾也下ニ庶子ノコトイヘハ妾ハ庶子ノ母ナリ女子ハ本注ニマツコトアルナリ

庶子一分女子半分　此四字田刻ニモ新刻ニモ脱シタルハ非也今云十字本ニヨリテ補ヘリ○集解ニ此令ノ文ヲ引ケルニモ庶子ハ一分女子ハ半分トアリ又義解ニ女子ハ半分トアリ又遺賤文脈ノコノ下ニコノ文ヲヒケルニモ庶子ハ一分女子ハ半分ナリシカレハコノ四字ハ十字本ニ此ナクテハ上ノ文本注ニ妾同女子分トイヘル文ニシカレハコノコトナリ　四字ハ必カクヘカラサルコトナリ

妻家所得不在分限　八字本注也法曹至要ニ此文ヲ釈シテ妻之祖家ヨリ齎シ来ル物ヲ云フ同賤夫死後分遺賤之日如元可還与也准分法不可従計トアリ裁判至要ニモ同意ニ釈シテ妻之祖家ヨリ贈リシ又母家ヨリ得タル物ハ此説ニテ此本注ノ意明カナリ夫婦ハ賤ヲ同クスルモノナレハ夫死シテ後賤ヲ分ツ時ニ妻妾ノ物ヲモ併セテ分ツヘキニ似タリカヽアレハ其妻妾ノ物ハ妻妾ニ還シテ夫ノ遺賤ニ交サルコトナリ

兄弟亡者子兼父分　此兄弟トアルハ上文ニイヘル嫡子庶子ノ兄弟ニシテ子トアルハ即嫡子庶子ノ子ナリ兄弟トアルモ嫡庶ハ皆亡ヒタルニハアラテ兄弟ノ内兄亡ヒテ弟存在シテ兄存在シタル時ノコト也故ニ兄弟皆亡ヒタルヲハ下文ニ兄弟俱亡トヰテ其別チヲナセリ兼ハ又分トハ嫡子ノ子ニハ嫡子ノ子存在スレハ嫡子ノ分ヲ兼ヌル也文中ニ兄弟ノ子ニ女子アレハ其ハ父ノ分ノ半分ヲ兼ル也サテ兄弟下モニ亡ヒテ賤主ノ女子ハ賤主ノ孫ニカリアル時ハ嫡庶ヲ論セスシテ均分スル也其下ハ下文ニ見エタリサテコノ義解ニ下文ニ云寡妻妾無男者兼父夫ノ分トヲ云フコトヲ見テ子ヲ孫トセルハ誤ナリ集解ニ跡云ハ此ハ文ニ寓妻妾ハ二十字ニコトワリタル也然ルヲ此義解ニ従ヘルハ疑ヒアレハ又ヨムモノニマヨハシメシトテコヽニ云フ也下ニ思ヘル説アルハ文ニ思ヒテクハシク考ヘサルナリ

養子亦同　四字本注也此荷田在満カ説也ハ兄弟之養子也其賤主養子自從嫡

庶子法無疑歟ニ上文ニ不云之トイヘリコノ説ニヨルヘシ集解本ノ説ニモ養良子ハ兄弟ノ
養良子也トイヘリ兄弟ノ養子ハ父ノ分ナカラクルヿ實子ニコトナルヿナキコトワレル也サテ此養良子
ノ上ニ女子半分ト云四字アリシ本アリシニヤ法曹至要ノ養良子兼分事ノ下ニコヽノ文ヲヒキテ
女子半分養良子亦同ト見エ裁判至要ノ養良子分法ノ事ノ下ニ女子半分注ニ云養良子亦同ト見エ
タリシカレトモ此ハ誤ナルヘシコヽニ女子半分ノ四字アリテハ此養良子亦同ノ本注女子ノ事ニ係屬シテ文
義通シカタシ此ハ諸本ニ従フヘキナリ是トスヘシ又本注法曹至要ニ養良子ノ法無子之人信継家業所収養良也
然若其ヲ絶須義文遺取也若有嫡庶ノ女子之時収養良子若ノ分財主之日同子女子可与庶
子之半分也実トアリ裁判至要ニモ同シキモキニイヘリ此ハ書トモニコヽニ女子半分ノ字アル本ニ
ヨリテ誤レル説ト見エタリ養良子ハ出身ノ上ニハサマヽニ差別アレハ遺財ヲ兼ルニハ實子ニコトナ
ルヿ有ヘキヤウナシ此事ハ枉濫モ疑トシテ法曹至要ヲ誤也トイヘリサテ此ヨリ以下ハ嫡庶ノ分注ナ
イヘルニテ次ハ均分ノ法ヲカヽセリ

兄弟倶亡則諸子均分 財主ノ子ミナ亡ヒテ財主ノ孫ハカリナル時ハ嫡庶ノ分法ニハヨラスシテ均分
スル也其均分法ハ義解ニ見エ
諸子トハ財主ノ諸孫ナリ

其姑姉妹在室者各減男子之半 ココニ姑姉妹トイヘルハ諸子ヨリイヘルコトハ也
姑ハ財主ノ女ニシテ倶ニ亡ヒタル兄弟ノ兄弟也其ハ兄弟ノ内ニ誰ニテモ存在シタル時ハ嫡庶ノ分法
ニテ庶子ノ半分ヲウクル人也即上ニ女子半分トアルト同人也サテ又兄弟ノ子ドモノ半分ヲウクル也姉妹ハ
諸子ノ姉妹ニテ財主ノ孫ニハ後也コレモ
其分法ハ姑ニ同シキナリ

雖已出嫁未経分財者亦同 上ノ女子ハ本注也家ニアリシ時ノ分財ヲ兼タルヿ
アレハ出家ノ後ハ分ヲウケサル也此ニヨリテ若シハ室ニアレハ幾タヒモ分ヲウクルナルヘシサテ従嫁セル妻妾ハ
分ヲウケサルヿナレハユクユク姉妹モ出家シテハ分ヲウケサルカノ疑アレハ本注ニソノ由ヲ記シタルコトワリ也
以上均分法ノ文也

寡妻妾無男者兼夫分 コレハ又嫡庶ノ分法ナイヘルナリ寡妻妾ハ上ノ兄弟亡者トイヘル兄弟ノ妻妾也又分ヲウクヘキ男子ナ
キハ其代リ夫ノ分ヲ妻妾ウクル也是ハ夫ノ兄弟ニテ存在スルモノアリテ嫡庶ノ分法ニテ分ウクヘキ也
下若夫兄弟皆亡ト云ヘルニテコハ夫ノ兄弟ナ孫ナ立シタル者アリテ嫡庶ノ法ニテ分ウツ時ノコトナルヿ

ヨキヲケシコレハ上文ヨリ云ツヽケタル文ニハアラス新ニ端ヲ起シタル也ソレ此条ハ兄弟ノ嫡庶ノ分法
ト又均分ノ法トヲナラヘイヒテサテ寡妻妾ノ嫡庶ノ分法ヲウクルコト又均分ノ法ヲウクルコトヲナ
ラヘイヘルナリ此条ノ文義隠晦ナルヤウナレト其文法正クシテ條理アリ能ソノ文理ヲ尋テ
云ヘキコト也上文ノ義解ニ嫡庶ノ分法ヲイヘル所ニ下文ニ云寡妻妾ニ女アレハ亦同此法也トイヘルハ
ヨク文義ヲ解シタルモ也此所ヨクセスハ混乱アヤマリテ得タクコトアルヘシ必迷フコトナカレ

女分同上 四字本注也寡妻妾ニ女アレハ上文ノ姑ノ其女半分ヲウクルヲ云以上嫡庶ノ分法ナイヘリ

若夫兄弟皆亡各同一子之分有男等 此若以下十七字ヲ新タニヲコシタル甚アヤマリ也女分同上マテハ嫡庶ノ分法ナ
イヒテ是ヨリ均分ノ法ナイヘル文也下ノ謂在夫家守志者七字ハ此十七字ノ為ニ注シタルナル注也若夫兄
弟皆亡トハ已ニ夫ノ兄弟モ皆亡タルヲ云兄弟ノ内一人存在スレハ嫡庶ノ法ニテ財ヲワカツヘケレハ皆亡
タル時ハ均分ノ法ニテ分ツコトナレハ唯一子ノ分ヲウクル也サテ男アレハ
ソノ男モ一子ノ分ヲウクルナリ

謂在夫家守志者 七字本注也○
寡妻妾ノ家ニ在テ志ヲ守ノミ此分法アルヿナ
コトワレリ以上均分ノ法ナ云

若欲同財共居及亡人存日處分證據熾然者不用此令 此若欲以下ハ一條ノ上ヲウクリテイフヿニハアラス兄弟ニテモ妻妾ニテモ財ヲワカタスシテ同居セント願フ
モノハ其ハマヽニナス也又亡人云々ニ財主ノ存日ニハワカツヿナレト死後ニイタリテハ財主ノ存日ニ
處分セシヿノタシカナル證據無ケレハソノ如クニハナシカタシモシ又タシカナル證據アラハイカヤウニモ分
財ヲナストモソレハ財主ノ存日ニナシヲキタルマヽナルヘケレハ此令ノ分法ニカヽハルヿナカレトナリ

道風朝臣佐理大貳行成大納言の筆跡

今の世によきものとしてめでたきは道風朝臣佐理大貳行成大納言なとぞかし

ゆふこみえつりとよきに三代までみきたれども字をまさるよしを申さるゝ也けらきの
人このかれまで字をまさく今この字のさらえ見るに史記漢書なとにもあきらかなる
なほ中さへ書をいふ人あれし六法をつくりて一とせ用にきかきもいはまほしう
中にもんなる弘法大師のくさ書をかきて今まで世につきたる字の記ありつ
つねへみゆるにも云下ほとくなり今世に傳はるをと云二大師の筆の記録二十はく
もなりとのみ今東寺に傳へきと伝教大師の松岳の寺にもえいとたくい
なくなれはおほよそ文字くさくにて唐の國人の大師のなきをまた國の都よりみの
なる法をも七いたとまめたいしを傳へてくむさせとしたいけれと見なき
一度もの伊勢の國人の云ることありやまきて候ふうちさやうのまゝみても
るきさかもすこしたよりめるさをこたはるし是をもてしの人ともふれ
唐の世の人の筆もいと見もまつならしあるによりなるへくくなりつけれかく
見るかほこえしとよもけにまことの記とてゆるきもりくゝ疑しけれ

文字こそ此まゝ空海大師の筆とそまことの筆をうたかはしきにはあらねと
楷行草の三体文字のかたちなともまた書なとも類なと記してい心の来
楊　菴といへる書あり　隷類なともあり　又後の今の似せてかく字ありたるの
されはかの聖徳太子大師の筆とていろはをつけるとそつたへいふもの多
きをくめもと思ふまゝこの物かたりにいろは大師の作られたると
いへる其教大師なといひしは法華経なとにまゐらせてうとの字におもふにて
話の人の作りたるとて書したまふにやくれくれに疑はしけれ
文はけふ心に従ひたり
文のくさき書用度よりさきてよろつにつけくるのも不満の世て後の世
つたふるものなれはそれをもとさらに真をうつし申さうきまさつなき
ほとてよの心をうつすことて世人によく文のかたりを
まねひて人ぞうるなるをかたの人々の見るを花を見るたり

なゆかみのきのかき一ふやらくさとのかなちか人のおもふのいはれ
この法閑居より縁よしなきものを海なるふ文のことまうせしなりいはる
ゆく後れつこの娘も名よりそもし作者の前蓮ならぬことなる
あるとていふなり
古人為如病家作書請醫必窮人写帖貸銭唯恐其意之不
達而聴者之不察何暇奇崛其句瑚績其詞以永勝哉古文
難渋遂屬讀者非當時故為古不通之語以窮人也如殷盤周
誥一代大号令教告天下者想當時府史胥徒之衆鄴黨閭里之
正皆能閑暁不待講解但年世已遠言語日新傳後世遂致難講
於之訛鉄亦不可無猶古碑凝印久歴星霜刓缺不完有自
然古氣後世為文中無許大見識強作文字早大本非得已而不
已者也故設奇語険句以欲追蹤古人猶新置器皿故刻磨其八
形以古器也文古文而欲使人難暁不知所為文者将何所用哉亦
不過一技耳といへりまことに文をつくる事をさとせるさいはひと文乃
ことをよくさとしたるにかなへりききしれる人の和文を作る事もみなこ
人の耳をよろこばしむるを作りてすこし人さへもほひとなき人はなしにこ文のつた
おもしろくみえずさばかりいふべくもあらず作りの事のさまはことなるやうなれ
いあらず世は何の用ひもなき事を得たるべきのむきをさとしやう
ことのさまりてよきもくもよみたるのことのいひきかせあらん
よくこそなりてこのよはやきといたるさしき文にといふなり
詩有趣則可作無趣則不可作也無趣而強作則無味文不多
讀書則不可作也無識則亦不可作也不多読書而作文則失乎
浅易無識而作文則陳言大集語不過踏龍衣古人之作耳
上手の作する文いたるかなるあら務句の緒を作らぬ物の数あまた

ちまたに絶えず出しける物のゆくへあやしみ下よりつくりて文を見
去にける人の大路を行かひし中に家中一人助かたらんとて家に帰り
なきものかたりてさはぎける中に引わたしたるも見えず家にかへり
ゆかしけれどもいひきかする事あるにこそ見えてさめたりけり
本よりも高きにてまねびてさりていひてもむかしに浄庵とも
さとあるよしの人に教ふるをいひ出たるものあるにとりつけり
下よりの人はいひてくるしみつつ其のおくなる事とりていへる家の
ことばをはなちて問ふて味ありて本よりのみちの心を知るべきなれ
ある事にてこそおぼえなれ

ちくのき世に文よく書きし人

賀茂翁の弟子ありて契沖法師東万呂宗武孫などいふきこえある学
者も翁の弟子ありて江戸に谷城高翁あり江戸に村田浄庵ありけり

歌よみも学びかしこく歌よくよみけり人也浄庵は歌よみに名高かりし
ことはなかく存ぬれどもさせるしるしもなし文かくは得たる人なり

苗字を賜る事なん

今の世に平民の苗字をもちゐるはゆるしなくても称するを憚る事は
いにしへ賤民に姓なき故にこの人々はゆるしを得て称ふ事本よりのさたなし
戸令放家人奴婢為良及家人者條の集解に穴云未除附之間
称良云但未貫姓名之間当号賤耳又不申上給姓之由也貞云
放家人奴婢為良日其姓所司可定更不可奏者私案官知分可
聞也臨時事故令行事主姓随部字申送所司耳など書えたり

いはめ　三手の先屋
よくおもひ（の）さ桜の花さく
おもふやうこそ
桜等まても見さゝ
もの気エ文もかけ
くんさき人のよとよ
きみ見てまかるこて
りめ世桜なまき花
よそ年のさかりや
こさいゆる

かきり

馬内侍集　中関白むかしせんこのみかきにて　またなり　桜のさかりなから
せうとのひめきみそ
　いにしへの風このそらに桜のたのみ　ここにまさるめ移り非
桜のかきりとはかきりの御諒は桜首にかたみのかきりをきてといふ
ことなり目に見えぬ　春風とこの風まちくすけ（給）にさめりや
猶みるに　此歌この風のまかせてこの風まちふ　いのちと
さこえて謂也　今この風のころしてまつの風にさいて　見ゆ謂也
ある花のさかりもなかなか花のちをさそひこそよそのこぞまこと
意の花也　直衣のさかりも直衣なときそと
　くもり月見にかかりなき
頭輔　秋風よきなくに雲の上に雲井に一天さなか花の月に

ミアレ木ニユフシテ
カケテ神ヲマツル
アフヒイツカ忘レム
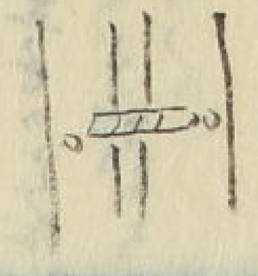

いたせしすこゝろ承せしとそいひつたへたり

後撰　村雲や月のくまをもくもらなん後人をなしたなてらきさらのむ

風雅　後鳥羽院御製　やはらかのかたにみえの月影さへかはらねとも春の色そ

同集　清輔　なかすにいとはなてし　村雲の空をみて月いてらまほしき

淺形ゑつゝき　紙はれきへはなる

屋風と淺形の屋風ゑつらきしの屋風紙つもその屋風もらゑつなさい

雅亮装束抄云　淺形ハ類聚雜要ニ見ゆ　紙ハなさい屋乃

世の屋風めくらさまにも用ゐらくさしも古事の人のひつ玄くらし要

お羽ハ云ハ竹を十書にしめて紙を出たる屋風にいつもきしのは

カクノ如クヒヤウチツチニウチ三所ホドニアリトニ　さうさくなしたる事まことに山本は深く入り

みえ侍り

公事根源集釋云　祭を神生（ミアレ）と云テ別雷命生マス日也とあり　實ハ申ノ

日ク神生ニテノ酉ノ日ハ神生ヲ祝フ儀ナルヘシ　後頼成歌

五社百首ヨリ考フ今日ノ日吉ノ祭ニモカモノミアレハアフ日ナリケリ

此ミアレヲ神生ニ別雷ノ生マス日ニト云説何ニ出タル説ニカ可考

貫之集　事ハのまうて人々まつる

人もみなあふひてそやしてみやの神のみあれにあひにけるかな

順集　賀茂の祭のみあれの日

ふたはなるあふひのかつらかけてこそ神のみあれもまつるらめ

中務集　四月みあれの日

神のみあれのかへさ千年のむかしの人の加茂の川浪

一宮紀伊集　みあれの日人のもとへ

みあれ日のあふひはみあれとそすれ

夫木集　西行　みあれを

おもふことみなつきねとて[illegible]はらひつるかな

長秋詠藻 賀茂社氏人[illegible]といふ者ありけり[illegible]

[illegible] 社頭

月詣集 賀茂社祭神館儀式ありといふ[illegible]の事詠む所

みそきする[illegible]の人[illegible]

堀川百首 六月 顕季

[illegible]

神山の[illegible] 仲実

師時

[illegible]

やよひ

秋風抄 保季

[illegible]山の桜[illegible]

新拾遺 信実

[illegible]山[illegible]の月

續千載 源兼氏

[illegible]

この類なほ多くあり

草庵集 [illegible]山の[illegible]

同 [illegible]

此二首の類は其長歌と[illegible]類あまたの歌

堀川院度 少将隆[illegible]

草つき花ノこ春のこゑのたゆきてなくさめ出たる賀の文字のうへ

蓬 壺

蓬莱記ニ養和元年二月八日法皇殿ヨリ此日宮ハ法皇
蓬といひけるは蓬莱とてあさきのつかさまて仙法殿蓬を望して掃の
うちを掃たつるなとひとをきよらなる殿の玉をもちてあるへし（こゝのかたなり
あさきなれを掃ひ花し
蓬こしせんむら

新六　李家

きゆきけしあかきしき花のゑしもとへ紫色に靑くさとふかきし
表書ハ宮に奥の蓬摂よし花のきて云ふみるをさ七と
あるをあり花を出て泉流入り下我へしことゝいふ之行李
のはに奥を借筆ををきもとそ又一義みてある北陸行李の付

秘府本云上云後撰読六帖二春の歌ニ入随而撰六帖多読君尽部
之邑の義海之ゟ　以上名所ニ抄出ス子あり

内 官

左傳昭三年不腆先君之適（注謂妻妾）以備内官焜燿寡人之望則
又無禄早世云云　又曰内官不及同姓　杜曰謂嬪御也六典十
二内官妃夫人ノ類ヲ云
碎玉話ニ秀乃忠公近習ノ人ヲ召テ事ノ決ニ道理ナキ者多クハ道
理ヲ尽サス是其才智ニ馳テ事ノ根元ヲヨク不察ノ誤也是ヨリ外ハ
有ヘカラスト思フヲモ人ニ問ヒ自省ル時ハ此外ナカリカシヨノ患アリ汝等
常ニ此理ヲ才モハ事ヲ行フニ過ツカルヘシ武士ノ自ラ決断シテ人ヲ
ヲ不憚ハ各別ノ義ゾト仰ラル
観世左近ハ謡ニ名ヲ得タル者後剃髪シテ山女林ト云謡ニニ病アリ

頭注按二蕉の字ハ
ニキミの事に使ひ因ニ借
字たるのミ正すり
よりて我も説くれり
ここなり

ユヱノヨキ覺ノカヨキ指シキヽ名ル此三事ソナハレルモノ多々分論ニ不成シ
テ止ムトハ人ニ教エ又コレ何ノ道ニモ有ヘキ事也

かきのひしのけ　茉の花物語後に巻

古記に椿浸さいあこをこいりてはのきを酒にひたさる物すへし

にきみ

和名疵 ニキミ　茉の花物語松合の巻にきみのてゆかるをせつ

二蕉と書く又花物の巻也玉海綫茸絲なと云かのまろき見えたること也めば試く

十小便閉なといふをいへる二蕉の字はけりてへあかなり新撰字鏡疵和名

疵 唐韻云 赤禾反 和名 不皮美 疵小疵也又云疵病源論云疵癰ニ御 音子 作又

字亦作 和名 賀太称 血疵聚所生也字典疵説文小腫也玉篇疵也博雅疵

癰也韓非子彈疵者痛飲藥者苦又癥 子結反 音節 癰也

瘡也又疵廣韻癰也正字通瘍類与癰疽別瘍之小者爲疵

又瘍音湯説文頭創也曲禮耳有瘍則浴周禮天官瘍医

注瘍創癰也

螺鈿

いろへしなる蜂すて造れる也按に説文鈿金華也正韻陥蜂曰

螺鈿又按に通鑑陳紀云性便素私宴用瓦器蜂盤注云蜂

盤者髹漆器以蜂爲飾今謂之螺鈿近来舶渡及琉球にて造作

せる者は錦貝即夜光貝 白貝 及石決明なとも用ふ蜂すて造る物牢也 左氏外譜

桐のかく

桐の木をもてかくに酒をひたしまはぬ

扇のかく

扇子をもてかくすにこの形をかいもとしてさきのかたよりすてつけたる墨をよくくる

不捨古筆なと倣ひ紙ここに紙へよき墨の表に色木の実の汁かけりて

楮の木の上すて表のかたを楮の方へむけてもよし

右三条東江より　東江ハ源名鱗字文龍東江ハ号也　俗名沢田文治郎といふ

打碑の法

最初板の上ニ木綿(おし也)をしきてぬくひさて其上へ紙をうすくしきたり
なる方を板につけてすこしさてのりをさけはつけてよくひらきて大きさ小さ
こりてくちをよくいつもよれ文字をおいをもさすけまくつけて附　玉
一つよ筆にて墨をほとけいまいよつの玉より合せつこと色をた蝉翅搨蝉翼搨
なとはふ墨にすまり濃き色をあしくつけて烏金搨もつと樟法をおなし
唐本よりもおきき見てりて又烏金搨のごとくこまかにさせかさんねて墨をとり次
ふき〳〵おしつけて其上を薄くとけ濃かさんねて墨をせすつて銘墨
もすこしまへてよくなきんねてもよく字のくちよく墨くりてぬれてさて　みる
いのちふのりハ菜板子丸二杯とかまぼ物のり一寸三方はかり取て

上ノ形
墨ヲ付ル所

よく煮すてよくへのすてこして用ゆ也をはけも毛つくさそのとりてかれ
字いかたしおい大きさよりて手頃かはとおる二つ用ゆとしてちくまたる板を文
ろき上に紙をおおさこと字も涙のとすてみさて摺ハすこくもんの偽き木綿まて
上をたゝみをさに墨をつくる也ニ木綿のめよりむかおをそや地をよろしく也
一名用いかたまゝにまぶて用る時ハよくめんにたくみさをおしかすて出めてくわり
色しきをすて墨のつきハかたまりさるこしある也させてこれは墨をはけて用ゆとさて
又紙ハコウライ唐紙白紙なとよしとせよ然れとも紙のもり紙のほ
やく蝉翅ハわけて烏金ハよくなるゆ依也烏金搨またしんそのめの也も
所をねうてを用ひさてよくつくらしなるとすてよりをまわせしくさとの子き
の濃きをつけてよくおもてかの子の様なとせよる又さめんにくなとつけみて濁し
すくれたる淡きみの光をおさんなく紙乃ろふしくみ前に中端をさる
つみて一遍りの紙のよきかたつゐ大きなるを得ハはれたるをおさんすなる

きり人はみないまいさのさぬくおりて端をおこしかくこのほとにはおほせは揮翔ろを
ル同しき夜、せ子良全をたてまつる姿ゆありて王す日さをまくかけまた
墨をとりて近ふよくるもの其にてらしあき人情をそのまくこれを
こも韓大年数年の事をまて熟しある法道（大年名ハ天寿大年ハ字 俗名市川長四郎といふ）
ゆめにかなくさき書のうつりなきを上用ゆるをみきゆせあるへいきまたおち
まちさるやさのらおりてかなくさせし書の蔵書をかむ也（一ノ一云
耶は茲り

和学大概

和学と云ふは別に一家の学なくして皆儒生の兼通せしなりき
弘仁承和の頃より世々禁庭にて日本紀を講せられしも大かたは儒者
これ其乃家儒博達の人に任せられしなりてか和学をおもに業とせし人
ありとはいふことをきかす中世頃は諸流の諸家に大江匡房公の和学得業
生関なとは家々の作法を定め和学といふ名目はさのみ聞へさりき近年は
こと世に押けし匡房公の法を講じしを家々ならふ一家にありしをきはめ
てう千戈つゞきて勤きて源平の乱よりてさかりまりしは大かた和漢ともに
学問のなかれすおもてこれを振興する人なかりしが漸にかはりて
来りしを近世名儒の学にいりて一家独立絶倫の才学おこりし
これ古人の説をもらし考証して当世著述の書数十部に及へりけれは是より
和学専興の人よせや何々を起て陪臣をも、この字はに講論のこと
これを以ていまは今は和学の一すち筋をこえかたくもかりけれは是より二
廿二百余年になりこれまた次第に盛になりつきて万の経書に暗通して来り倍に
おのつから英俊の士多く出て和学のことを大いに研究のいとま
まくはさるまいはゆる古人の未発をも述いまほして和学のなき憾ありしは殊に
我国の儒生をうかしむ次に我国の史典故に通達せしして以てさかんなることを

やくをも学ばせて学問の名義等をも教へて儒者諸典籍の士のやうにして
儒者の任とたゞ漢土の書に通ずるといふもちろ業とし漢土の国のことを
つとむ業の外のことの学びとはかりに学問の本意を失ふ（これも林春斎なり）林春斎なり
我土を教ふ一種のわざに和学の種となりて仕へし心有るによりて儒生の業
と経世治国の術なれども本朝において我が朝廷の大体制度の沿
革人情世態の変遷ひとつも知らぬ所なることを見たらむにいかでか是非
学問の道には必ず学ぶべき学あり和学をもはら急務とすべき
なりん和学に二種あり一は人道を主とし是をつとめ言に我をしらしむるも
尋常の人にはこの大体をこの通ちとするもの是をしひて学しむべき
ことやのむきなるむかしつきぬるを一種を専門の業とし余の二種もよせて知らしむ
深く多くして修まるはいとかたかるべしこの二種をさしてゆるしせんとす
その人によりて学ぶべきなり先一つは国史実録の学を一種とし次は律令典故の学

を一種とし次は古言を解釈するの学を一種とし扨て国史実録は古事記
日本紀日本後紀続日本後紀文徳実録三代実録類聚国史日本
紀略扶桑略記等を正史とし其外（姓氏録大職冠伝なとの家伝なとも正史に属すべし）
諸家の家記（李部王記九暦台記玉海玉葉なとの類百錬抄なり）又水鏡大鏡今鏡世継（今昔物語花物語なとも実録なり）
あり（栄花物語のたぐひあり）次増鏡続世継愚管抄百練抄東鑑園太暦等の類又今昔
物語宇治拾遺著聞集十訓抄江談古事談続古事談の類（種類の書猶多くあるなり）
これ史学に属すべしさて右の類の書を読て古今国郡山川制度品物の移り
変り王臣の興廃貴賤の好尚等世に随ひて異なることを詳にせんことを主とし
また其古今典例の詳なるによりて是を史に徴して通じ知るべきなり
律令典故の学を研究するは（今次先本国の律令式は其書全く存せ）
の律令式を学びて物そのさまを次に歴代の制度の書を参考して是を詳
かにしおくべし今もよく見んには唐六典杜氏通典新旧唐書の諸志に依て

相学也し　唐の令式は本よりて（傍注）さまざまに世をうつりかはりて我国の風俗にあはぬ
こと多く三代の記録の事も多くあれば國史を読にも大やけの事を知らでは上の古事を考へ
がたし　政事要略（さるは）令義の字の字引なる義解の中も参考の書
の令なる釈も倉庫廐牧の二篇とたり　げに二篇の釈を補ひたる者は
あの也　政事要略令集解等の書なる二つの散見せるをも集めて之を主として文を
ものせり國史の學に於ては大蔵秘抄職原抄百寮訓要抄などの類の書
もこれなる令を考ふ時は上下是迄なども官位などの事次第を考ふにも
二色の書を考ふべし　律は今は二十六篇ありしかども今はただ僅に
名例衛禁職制賊盗の四篇のみ残れりて其を全く見ん知るべき
ことかなはず　後世明法家の学者の説を考へて法曹至要裁判至要金玉
掌中抄等の書もあり　よて律令全く存したる代に拵要のものを抄出せ
るものなれば十概を知るべし　又三代格政事要略等の書より七は律條乃

ありさま也し　これありさて唐律は今全篇存せるも是又此格に依りて考ふべし　後世
法令を撰せるに貞永式目など律令につきて作れるなれど律の学を
知るためのものに考ふべきものにあらず　式は今延喜式全く存したれば　弘仁貞観の式は今たえて伝
はらず弘仁の雑式などいふもあれど疑はし　格は三代の全書は今たえて類聚三代格の闕本のみ今は有る也　十巻の割注を引て二十巻となし
件條儀式等の事はさとて今貞観儀式内裏儀式侍中群要の書ありて是は詳に
考ふことも便へし　さて貞観儀式と延喜式は事體やや異なることもあるより
後西宮記北山抄江次第等みな其世々に随て其事なり　又義解序の
時の座席及宮殿等の制を考ふには雲図抄禁秘抄大槐秘抄
拾芥抄等あり　地理の書は諸国の風土記あまたありて今出雲の一書のみ
全くしてそれを詳なるらむ　されど他の国のは和名類聚抄などにも
其古名の見えたる書なれば　又墨和調庸の類を考ふるも延喜式江次第
の書よりも考ふべし　一類雑要抄秘訓抄の書ともに圖式も多く

それをもて詳に考へし器材服玩の衣服人の起居等せしめ雅亮継考
装束物飾およびその器物の中世の装束の書甚多し且世に随ひて変改一ならず
ならば後世にありては古の制度を誤り正偽分ち難きもの多しこれ広く古今に
詳ならしむべきなりさて此国史実録律令典故の学をなせし我国の古言を
通せんとするならば先史学の始とす古事記の書は全く和語
をもて記せしものなれば古言古意の存するは大かた通じがたし又日本紀は漢文をもて
あらはしたる書にはあらねどもさりながら古事記のごとく和語をもて記したる書にあらず
強て漢文にあはせたる所もあればその漢文は読みがたき所にはあらずかし
古言のまゝに和語をのせたるもありて漢字をもて訳し当てたる書を考ふべしこの
語を失はせじとなれば其字は此に於て知るべき也この自然にさだかならず
日本紀の注は記者の自注と作り又古言の釈きの例なきの混したるもあり又後人の加へしとみゆるもあり後の人は自ら之を分ちたるもあるべし　且古事記日本紀の二書は
古の歌などのせたれども凡言語の節ありて其類これ古言をもつてよみたる処にて文延

延喜式などのせたる祝詞歴史などいさゝか宣命の類これ吾国の古文也その他名蔵
衣服器物の瑣碎なる事も皆古言の残りたる文なりと見て我国の書をま
なぶ事は古言を考へしむべしさなば古言を考へんとするには古事記日本
紀万葉集祝詞宣命などを精しく読むを始めとしてはありかたきもの
なり又後世の歌集日記物語の類をも読みてその言をもし
広くおもむきを心得て言義ある所の古言に通じなば
上は古の人情世態も推測ることやすく人の常としくらき体を
後に国史等をよむに誤解なくして其の意を知りぬべし
あるなりしきもてゆきて下の字をよむ
吾国の古書を読むならむにはその学をもて和学とこのむ人世に
おきても名物なりなどのあらはしかくのごとくまで年月を経て深く
生なれきて万年の後にもかくはなれへだてしものなりこの志ありて

かく此等人の書を刊行しおかせ萬代國の益ふとしハ大人とこそ申すべき
此余の書いまだ之を世に出すに及ばず行はるゝもの二三をこゝにあげ
類聚國史 もとは二百巻ありしと見ゆ今ハ六十餘巻存せり
日本紀略 卷数詳ならず此は三十四巻存せり
扶桑略記 もとは三十巻ありしか今は十六巻残れり此人の記せしは叡山の僧皇円の撰也三十巻の全本ならず是より前を詳ならず
日本後紀 今存するは十巻也とよぶ説あり今一本まで二十餘巻の後人の偽作ミル是也されど古の日本後紀なれば今も古書を抄録せしもの
もとは四十巻なりしに類聚国史などの抄出を集めて是を補ふべき所なども多し
新國史 日本史の引書目に此書を載せ水戸公は残本の存するを知り有しとの説にて一定せず
以上は皆正史にして必有用の書なることを聞く醍醐の時までも記録なれば
なるべし皆な紀略扶桑略記等の書にて存する所にて略こそ時世を考ふべし
その外旧記などの類書あり雑記の類印行しなきものハいかにもし
の類を挙ぐれば王記九暦等の書を始として百餘部ありて一々印行のものなし

令集解 律四篇 類聚三代格 貞観儀式 新儀式
内裏儀式 西宮抄 北山抄 政事要略 もと百三十巻なりしが今は二十五巻
きこゆるなり 侍中群要 裁判至要 金玉掌中抄
以上是等は古の典故を考ふべき書なりされど此のみにもあらず其外
朝野群載 類聚雑要 吉部秘訓抄等の類又雅亮装束抄
装束餝抄の類の書一として印行のものなし此外に古語集古日記古物
語等のたぐひを考ふる書あまたあれどこゝに挙げず又此書など正史
典故によりて此の関係あることの書の中にもあれば此代の闕典とやいはむ
なるべし
古事記傳五 五十四葉 火之夜藝速男神 夜藝は迦の誤りなりといへり云々
火之炫毘古神 炫は迦賀と訓べし 靈異記に炫を加々也と訓り
りと書けり 耀光之とも火光之とも明之とも注せり

非ありて舊事紀は信じがたり世記諸本みな炫と作り
又師は炫を用ひて本能の理とすまじき是ひとつ
○火之迦具土神 迦具は赫と
云意にて迦賀ともいひ迦藝ともいひ迦宜ともいひて同言也云々さて右の三名の
火之は比白肥能と訓べき例也 右能と訓は保也んて火を能と云は木を許と云と同じ 木許木乃木草木芽などのごとく 熊火氣なと云 火瓮火處なと云中には之をも添ひて火乃と云ふ類一つにて 下に云ふがごとく 火を奴と云へば 火熊火結火燈など
あるを云ふに皆頼て比と訓べし
右の稱の下に云火之を比と訓べしと云ふは 火を比と訓は保也 又火の字も下に附けて訓 十年と訓にて木は也 本草日稱すて是この稱は [illegible] 云々古云とも世人か [illegible]
此説に依て稱ふには云ふ [illegible] 猶疑ひ [illegible]
まつ火を保といふは本を云ふ因稱之 [illegible] 保といふ
本を云 [illegible] 猶 [illegible] 遣 [illegible] 之也
云 [illegible] 焔火等 [illegible] 保の迦具 [illegible]
いひて之 [illegible] 訓 [illegible] 未 [illegible] 木
服闇 [illegible] 世は保乃迦具保乃須佐利 [illegible] 保乃迦具と
いふ火の [illegible] 義にて [illegible] 因稱 [illegible]

なくこの稱を [illegible] 保の迦具 [illegible] 也
いふなり 又火之と [illegible] 保の
とも訓 [illegible] 此の上訓 [illegible]
りて下に [illegible] の體と用との [illegible] 下へ
つき [illegible] 體之保の迦具保の須佐利は下へつき [illegible] 體
用ゐ之 [illegible] 古書に [illegible]
神代紀訓注に火闌降此云褒能須素里 姓氏錄に富乃須佐
利命なと有をもて紀の能と姓氏錄の乃字は後人の誤りて
さへなりんは稱 [illegible] 古 [illegible]
背きて古書の文字を [illegible] 誤字 [illegible]
心得まさで火須勢理命とある [illegible] 保須世利と [illegible]
古 [illegible] 火之と火之の [illegible] 之字なきは

皆古道ニ火米とよむ事こそ有るまじくて日火之某は火
某といへるも義ニ添ざる名則あらんとなり

大養徳国

この仮字国史ニ所々にあれども此仮字を徳として是より養
をヤマの仮字ニ用ひたるのまたれども養徳の仮字ニ用ひたるに
ヤマの仮字ニ用ひたる例は見えずして古の仮字の用ひざる例
於ける麻字と島養にもよむなれば字カヒとよむ事も
字を上声の字ニ本音なれば字をヤマの仮字ニ用ひたる
よりの上をも仮りの声とせ作せん甲をカムカハに転
ミツの色をこきに類ニ通音なれど論なき通音
またはサウ早をサハ、カウ果をカ、クン郡をクとつかふこともあり
以上の音便にてなれど養徳をヤマトの

こはくれに類とみすべき猶仮をひとつ考へて知るべし
又考ふるに仮字をことさらよき文字をえらんで養徳の字を用ひたるなるべし
大和良の仮字の事と思ひ此仮字を考へて知るべし名
なる類なり　また考ふるにヤと音便にての本国の
タベリをタウリ、又ハシマスをオハサウスなどいへる文字の伊勢国の山田
より地名をヤウダといひて音便の仮なるべし

大分青馬

略解云大分青馬は真白なる意ニて…なる
大分青馬は…神代紀に純男を…
と訓る意にて大分とも書べし　和名抄豊後郡名大分於保伊多
…を以てなほいたと唱へ巻十六佐青
有りなとりて…

夏箸梯二階級と
依大と云如く分寸
依大と云を
音便ニ伊多といへ
しとあり

春海翁ノ和名の大分をオホイタと云るはオホキタを音便にてイタ
といへるにてキタは段の意にて分をもキタと訓る也

ツハヘの假字

枕草子には（へなに舎人もはた
萬葉十三伊蘇波比座與ト有ハ伴ハ發語にて蘇波比はそはふ（ト同
語なり（一本詞字の俗言なり）と云詞也

まさく　名そり

萬葉十八さゆり花ゆりもあはんとおもふ（こ花は今のまさぐりゆりなりとき
宣長云タハカとマサカは大に異也正香とかけるもタカと訓（一にはもマサカと訓り
まさしきなり　春海翁はタハカとマサカのカは助辞にて意なしタはマサと云詞
又カは発（ならぬ也タはとかのタ手タ二アフタテなどのタにてマサもマサシ二紛イ
立ぶたり聊か文体足采の歌二マサメ二見りんなどあるマサ二タハとマサは意甚近通

さて萬葉中の例をよく見るにタハカと唱ふるところなきはみなマサカにてまさしくあたるをいふ
詞と見えるタハカも二人の言をもの言語を相競ふ人に争ひをそふ國ていふ所は
タハカとツヒテマサカといふ詞まあらたむ人ありにはまさしくマサカといひてタカとも
いきたる見ゆる故にタハとマサは意甚近くて同じさまに通はさる事はいふなり
正きタハとマサとあるは既にタハカマサカの詞をつくりかへしに例一つにもある也
宣長の大にことなりといはるる説は似て例異なりて同じからぬ（一

多々良未

内膳式春菜料に多々良比賣花搗　衛門府風俗歌に多々良女
の花と称ふり新撰字鏡ニ蒜ヲ太々良女と注せり因て按ずに式の多々良比賣
の誤なるべし其タヽラメといへる（タヽラメは爛目の義　順和名に瞼タヽラメと注せり瞼とは眼瞼の爛れて眼涙のあふるる病なるべし）
んて草子病の花をつけしことは舊例にあらず龍膽草に温病を治せる效あるか又二
敗醤［ミヤコグサ］敗醤は血眼を治せるの能あるか又血眼草といふもあるは俗に名をも

索むるつとらに黙せるまけれ但字鏡に菓の字を注すること菓ハ艸のむしをなる
卑し之を異に俗にタミヒといへる草なりここに本草経に載る所の石龍芮なるへし其
主療を見るに明目の效あり又ゑ國の俗に家用として眼瞼の腫る病によりてタミヒ
ヒの葉をとりて揉みて再ひ熨し摘けて頂後の凡舍といふ究所へなり
貼ると云ふ経を理なくしきを本にタミヒといへる草をまさしく今のタミヒなる
和しさて漢籍に石龍芮味草とあり、この作る田辛子ないの旅へとさるみ
菓の字を借用かるまい文漢籍に石龍芮を苗菜とし出しすへけると併へるへ
なり和國にも作末を貪みとけれ菓相をとるる種をし春菜のさるへけ
なしすくるもつるし内膳式すてに龍葵なとを用ひなり

ふかすみ

順抄に石龍芮和名つカスミこの条注ものにけりてみけ由のをもちにおたり全
を食ひめかしきもかしこて不掛の衆とここを不深さなしてふけ由のすみとのこ義なる

なしみけも涯之涯田天武紀よまみハ菘也ともて本草経に
石龍芮一名地椹と見えたり椹ハまさ桑の子のみ之番ま闘にまけ稀る菘
の称をとみしも是この椹の字をむろへていふなるへん菘順抄に大三菘に旅菜の
是なんそくぞの椹なるにけいへくもらむと

つちたり

菘菜は香稲に尤つかまりてさらぬをもおもてぬ今の衣にすることなれ本草抄に
今王孫といふ草の葉を桑の花を衣するたさためかし是いふよへ子ぬた
稀とみいふ田家にすちなりて椹のいひするへしこも稲活をつちなた土桜
野桜のとひ今のひとりへしえて古へをさうてなすつちてあこととかなたてまし
似るる実も食へ宝をこをまむしへてこえたり今にもといへるたまなかをの
ものをいかなるさても揉みて似つつらしさ稀をおきん色つめるた今にあり
てて許すへ次まい新稚も読みに菜の字をつけいりとみなりてこの義なるを

所なし

つゝらま体る

うたをつゝらすなとかくて張してつらつらつらまつらまつりといひてを

こゝこそりをかきて次々そつてつまりとゝ名称をも保まそつくんまつらまなひ

又つゝらまつらこいふ也よまそのなかふ次字の假字を用ゆ（まこと也）

なまらく　くわまくけふ

この假字行阿々の字の音合をうけくを見るてなまらくそなめるすてことと

ころうるなとやうわまふんかまへわまひとふ假字なもとなまらくよそのかへの次

是うとといふつゝらまの字の目頼まそわまひてよといふを喜便ゆそわまらくそとい

なるも也又なまらけらよいふを物語なとの字の中になまぶらくよのか仁は張とうとも

なまらいふを喜便ゆてなまらけらとい（まことけ頼行歩々音合を張して十字の

假字を用ゆ一（十）ト本の假字まてそ語のうらこゝら此の見かし五檜れるまへと

いふを稚ゆかまへ（と体をつゝらのかたいふ名称をまてとさとりとしてをわまひ

なまらくの様ごゝとこと也

孫んこ孫　ねもこ孫

物語文子まんさらといふた孫まらすを喜便まそ孫んごろと唱（いへるくさる

を急比なまといふ字をまるそこ字の義之なとい稲わかいふいるもわかふ次文古人

の年のひのさ白をみなふおとんと字字体なるなとおかしとまそこ汲（のの年

のよをうなら（ゐくやうの孫んごそとおき張まとりかりんこゝいう（の一色といさるか

こゝとしいふわゆるまと字へ之常いひあまもなく泊そ物語なさとさまゝえなく

なゝ初かまも此もるもこゝわと見改むるとらもなくかつゝく給おゝまへのゝは

泊すめうなまそ毛を一千いきといふの通玄なもゝを喜便ゆゝしてあゝんこゝろ揺まう

名をさんゆる木

駿河の大城のうちにおもとを寄うけて七いひとつまさこゝろなるまへいとうてちりをつる木

なといふる類のものに國にわかんやまひたくさんとしん人に同下

夏蒼按ニ三才図会巻七十三条下ニ云蜀椒秋新葉生シ冬落ス夏ニメ葉蒔ス莢ニ夏茨萸子ト称ス
花色青白ニメ形チ丁香ニ似タリ故ニ花蒔ニ子ヲ木丁子ト云其ハ葉樹ヲ數ニ類メ差小ク其ノ実ヲ
取乾シ雜シ兇猫纏入ヘシ同テ兇纏トモ名ヅク又紙ニ抄ヘシ子ヲ結フ熟メ紅色ノ未熟時取テ
曬乾セハ形色氣味粗胡椒ノ如シ故ニ胡椒木ト称ス山民ト図茶ニ交リ或ハ胡椒トシテ食シ瀉
下頻同スト見ユ本文ニ云ルハ此木ナルヘシ

明河法師の墓

三井寺の子院浄光院にあり山岡氏の祖山岡道阿弥の墓の側にあり
墓表ニ梅橋院子夏[illegible]後明居士とあり

朝倉をとめの湊

土佐國土佐郡五代といふ所ハ今ハ田の中なる寺の岩ハ古江なりしかハ[illegible]
催馬楽ニ紀舎をとめの湊ともいへる所ハ紀舎ハ日本のよみにて佐[illegible]人紀の[illegible]
集之云木丸殿の非社なりと郡ハ羽ニ神十年紀傳[illegible]
[illegible]物語のおきか

こよろけ 一二 若葉の巻 三 [illegible]四 梅の花さく 五 澪標院 六 まつの使 七
此上 上八 此上 下九 若宮 上十 若菜の宮 下十一 いてゝ 十二 しらの[illegible] 十五
蔵ひらき 十六 同二 十七 同三 十八 同四 十九 関寝 上二十一 同中 廿二
同中二 廿三 同下 廿四 同下二 廿五 同下三 廿六 楼の上上一 廿七 同上二 廿八
同下一 廿九 同下二 三十 [illegible]の文の世[illegible]の詞より[illegible]

木綿

秋父の郡なりやまの山に所れありて[illegible]の[illegible]の中に
あり[illegible]所の人[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
いまはその人の[illegible]

上林下若

東鑑に上林下若といへり林は上林苑の意にて其島の内なきこと

下若は酒の名なり　顔真卿聯句一宿同高會幾人歸下若　一統志

浙江湖州府長興縣有若溪南岸曰上若北岸曰下若土人取下若

水釀酒味極醇美　白樂天詩勞將下若忘憂物寄與江城愛

酒翁呉興記湖州呉興縣若溪南岸曰上若北岸曰下若水美釀

酒尤佳亦名曰上若下若長興縣即晋呉興之地

若[illegible]擬の[illegible]

[illegible]ありて[illegible]東の山[illegible]

春[illegible]俗[illegible]

[illegible]春の[illegible]

[illegible]春の山[illegible]

[illegible]

[illegible]玉川[illegible]波に月やどりけん

[illegible]の句は　みさをのもとの

[illegible]二の句[illegible]

[illegible]歌人[illegible]

[illegible]月[illegible]

[illegible]

式子内親王

[illegible]

雲の[illegible]

[illegible]

左京[illegible]

一谷川のちりうく波にもみだたずつゝみなりぬる（老のやまひのせ
けるは此歌のこゝちしてすて春浪のよどみゐるといふはこゝろなし秋につきてよめるは
のくせなれば此歌の上句を秋によみかへしてもさもあらんか谷風にこゝろ
ある人のいふに古今の歌にも春の秋のもみぢ葉の色を風のまにまにとよめるを思し
て人のよく吟じ其言をも新勅撰集にいれたるは此歌を千載集撰者右大臣のさかしの
花さそふ嵐よりもやすらひて谷の音きこゆ（此人の歌は風よりもさそひてうきまよふとしるべし
くらさらぬ世代の古今集にはおほくうたに同じやうなればまたまた見えず集の書きとも（と
よみ人しらず元輔卿の秋の花の散る歌をよみとりに花の書きからやとゞめて
云ふよりおなじき巻の歌今は三首の歌の様にまじらせてのちて新古今のこゝろのくせなる
歌の人（よむとき此歌をとるにはんとて谷川のおとに谷を含みたれば流れの
けるは月のかげを[illegible]なり新たなものこそ（歌十首の心
さらむ事をさそへと（といふことなれば花のおもかげをさそふあまた人に定むらむ

よく見ればよくこそおもひくらべ侍るにこの歌を谷よりたちのぼりてと詠みたるも
此せてはいかにそこなるものの上にある詞をもちいて（と）いふこともつくろへるは
なりまさるべくの花の香をふくみたる秋風の歌の書きざま（といふべきを）ここち
はなやかなる詞をつくせる歌ならぬ体なればある歌ともにこそ谷川の
ふかきさまよりこのかたさまに花の香をさそひ（なといふ）いかばかりかあらむ
まことに古きを知るしるしの大よみ人の侍りせでさしもあらじといふべきにや
のちのかたに花の香をさそふやうにしてより[illegible]
まづいとむかしのおもかげそこにあるは又古今の言をも（といふ）[illegible]

[illegible]暮　　揚政

見れば秋のみやまのせたえて空はくもれる秋の夜の月
月さむみまつ人の心は[illegible]秋七月[illegible]
[illegible]筆を[illegible]七月[illegible]

こうなさけなきものといふ心にてよみたるなり月の名に負ふといへり

第十八 僧正慈円

天の原ふりの梯の上の霜の手にみえず

詞はなきそいまだ知らぬ事ありしかば天下の白かさしと

いふ名なりにけりかのかはわけとふべきもとするの名のいひなし

参議隆朝臣

これは其の心を表にせし梯を寒しといひておもへり月さえてさへ

ありしこともかへりてよく秋の梯をとといひし

しもしくこそもさる寒さを梯にかかん春の梯の梯に

出でてといふ梯の白くさしそへての雪をよむとて梯の

を思ひおもひふしてといひていふまたにさやけき月の梯のかの月や

にけるとも出るの月のむすびの月の梯をもかたにいふまなき

なきものときにいふとらへしありいとなれりて月にいへる人の家ほどまで

ものみすてさへいふとこそ心をたどれりのかは家にてまでもなされん

の中にまさる梯もなく月に思ひて心もさとまちしてなんおもはせ

いとふものありのものの心はしくなやけさなさそけなくあるなるとなり

梯ともり出るといひてものの月にふるを思ひつけて秋の月をみる

寂蓮法師

これは其ひと筋の梯さきふくらむ月の秋によみたる也

この梯の葉の露にはかりのまさらなりけるを秋とはいひ

ぬるにはまたよりも露をはいふ秋を見ての月のふるくしてみえたるを

らふなる梯の寒さて詩によみたるよもすがら自然の秋風とよみてまた有名の

この頃の人をいはし頃自ら秋の深く深くいふ源の秋ともいふ物語の題に

さるることにいふをいふからで所に書かかたたきたりて世にいふことまで

うたもあまた詩歌合の頃ほひ詩人歌よみ多かりしを人〻あやしみのたまふ
いかなることをかおもひけむかけても詩歌は人〻文雅のみちなれば一つにて
今は文字のみはうとくてかへりみるこそ是を人〻さはなし文字まで漢字なるが
をいかなる歌と様々にかはせてうたふさまもなかなか是に人〻万人の中に集よ
まかさる歌をほしくこえたるあまり似つる此日本すなはちそれをいふやうにもあさ
いとあやし

おもふことありて

まよしくなるのも定やたかからんめでたしにのさら　慈鎮大僧正

めでたきあはれのこゑのさとにいふとをやもとの和歌この道の人のこゝろやまさるにそいひ
いそなる田をすかたいかにもそれを歌とさためよしみなるつたへきさに
ここまりさるうちこそことわりなるぬ事也

鴨長明

わか和歌の文字くさり深く奥に秋をうたふにまさりけるの歌の中の第一也
いかにおなし里をたゝしくあはれといひてをあはれなるをおもひ暮たれは
めでたきうへに秋にはさよいひても年につゝまし種も似つくさまのあはれなるは
さることも也この歌のゆかしきはいふことこの歌のたくみなることもあれとこそやさしけれなほ聞ゆ

式子内親王

秋の夜のおもひに秋風にいさゝかなる一つのこゝろをさる事
結句を思ひたるもあはれの心をかくあたらしき事にかくさ
のこゝはまさにいひたるをとゝさしていかにしてこそ
まりなる結句よかくいひかねてみんことにやさしきなる事
あはれにゆかしき也
なをあはれなる秋は外の花の色にまたも見えさる
新古今おもひ秋の歌よく心うくとにいひてことわりいはる

評説

涼しさは外なるの庵の夜さへなき木の間の月影かな
涼しき月と題して涼山のこころをいひて涼しきと木の間の月とを出して言ひなせり
月の心をいひてさて涼しさを深く涼しき月をそれとなく指（さんせき）のとり
かく題の心をまはいきてうなるるいひて歌の心をあらせてよく掛けらき
このそれさまを題詠の一の格とし世の人のいたく詠まれ人の学ぶへき事に
いとこの題を説ておもひ出てまた一首の歌のよきあやをさとりたまへ
いひなしたるを涼山の月をおもふをなどに涼山月を詠み給ふとみ
ていへることいふなどくきとも人をまなびてくきこ題をさとりとなし
ゆるゆきかへんのあるべしや

寂蓮

月見ば秋もゐぬ木の葉にまたも入る松を作りしてやまひゆふぐれ

秋をよくしる人の絵の口つきにやみけり

長明

秋風やたはむ柳のあきの袖月にあのなかにかなしのみぞる
秋の袖秋の夜をたにそこぬる夜の涙そよそおもふ実なり

評説

雲をみれたるひとあかなるあきの風をおぼえわたりて月をみる事
秋をのこして絵の世路のくせありなかにあまへるのいひたりしもの
さることなり

ゆくすゑのあれはかりのむさしのきは草原よりいつる月み
一首をたつるにはかなきをなしぬくしあまり二の句さやしさは
いへよくいきもいはんかなのかるなし

式子内親王

秋の風もまちきくにうとくなりゆく人をも松むしのこゑの月かけ
下の句に詞とつゞきたる所を下の句のそやといへるをいふ

皇太后 朝臣

いにしへの二字にたえたる人をよみえし子の御代にたちの嵐
詞つゞきの上の句といひたるあまりにいたはけの詞ゆゑなりてくさく
きこゆ

言葉のしれ

この詞はすべての言葉をいはれ必ず一句の文字にちぢみて詞を作りて
いひおかれし類なり こゝにまた其ことばの例をあげまするに古く
りて古今一つの詞となりたるもまた文字の人麿家持人々万葉の
訓を古く読みこしものを詞の心にいはるゝところ用ひたる類に則ち
ならびの詞とよびたりしものますます後に古くいひたりしものなり

ちかきに注してあり
まいらせ給はん
れけは在上つきの詞
此本上つきしかり

注してあるかな 学問のすゝめといふ書を出して深く世のならひに書をすゝめ
出ゆきしかく淡きもさるに書物や多くの詞をさらに用ひたるとて通じがたきに
まことに文字と書物をたのみて注してあるに其上にそのやうに書きたるを
さいはひに例の外ならぬみえる(云々)まことにさらに論じて在山一条の書物
まへ上つきかたにおいて詞のいさぎよくやはりてそれとその字にかよはしい
詞のさまはもとより文字のほかにことに移りたるにはしひてもそれません
と世もおよそ(云々)詞をまねたりていひならはしきことかをはかくいひき
めでたくや
あるはこの文字にもちぢみて古語の詞の言をもとむる大伴旅人
の歌は おほかきなり 海の底をたとへとりけるかなり けるといふことを
天皇の天つ日嗣を受けてまし申して其詞に 橿原の日知の宮
からいたり世をしろしめしし天皇より詞あり其詞のことばを

なるをさしてひさりらんこゝはあたらなるとさるを採人々のちらよまれてあるは
ことば後々のとまて天皇の御ませさまては本さのみへのべたるとて其本の
字を訓してやまと武天皇のまゝ人をゆきたまふにつきてもとよみたる
かなさしくいひもて本の字のさまなるを訓とかりてよめるまにまにさて詞の
ころなきよと漢字はしく文字ふかりてこそ用ひたるもあなたるとよくとて
助字いふへきしやいなのもとよみ頼る詞をかりてふろたそいひたもの侍る
してをへきもさる伴法師をたてとみてひらるとしをうつろひていひもて
来りける助字なさて猶あり文屋康秀のおとしの歌家のころよ家の風よ
まぬなかりけるの風とふことも本朝の御代にわたくしのみの字の
上まて寄風家雅りとふて風字の意なるをもちて本朝の風そいふ
よめらとかきりきみよりふかう字意もさて本朝の詞をませといふ二ふしもと
春風秋風なとふる風の字みることなりらうのなることさらさるよし

よめるをいひるをこそませというふこそ多くて歌をまとさらをとめたる家の風と
よまひさらたこそゝ和歌の詞の心をきこえ頼しくもてはし歌字字なる
みて〳〵のもとまて母字は家の風といふことは一つの詞よおはてもいまし
家の風なとよみてんこともあまよりむかしそれは母も書字つきて定ぶると
いひてこと後の舞者の家へとて歌佐てある詞を称りて後の文集い
ひとよくへし
風雅集の序よ生れ初ての事せいそのかみの事のところかとあまへらる
ころゆるぬるふかん大伴家持の和歌のするも本はなたてあらさてよみ侍る
むかしのなるまいうふたまひたるもてこそまうた本朝よもとなま侍る
つるもさいかきつらつちかはる採る意まへ色なきふることのある
ためををさりしたの詞よまいふひなとまうせのまかもて本朝の
よきをことも定まるもそれもさて化をそうを道よそてはなてむかしと

玉かしはれ
玉のひかり
玉のこよみ
うみ松

せんまんなりと云へとも作者の詞のおもひは長恨歌の結をよみならはせたる
かしこき珠玉なりといふをおもはせしとなれとも玉をといふ詞あり
[illegible]玉をしもよむは古き詞をとりて玉を此とにしていと玉松はあり
又云古歌に玉をよめるを玉のことに名のいひ誤りなるへし
されと是等の詞の事はこれまて[illegible]よみかたもしらすまかせて
[illegible]といひてよめる人の玉のこともよ[illegible]いふ詞をもて[illegible]
又諸との文字をいひ[illegible]て[illegible]額之文玉のこよみの[illegible]
[illegible]といふ文字の[illegible]いひたる世の[illegible]のこよみ
また松を[illegible]とよみてこの世に[illegible]文[illegible]の[illegible]
み松とよめることありてよくこと[illegible]なりといふて[illegible]
のまにくはしからすことなれともありて[illegible]子日のあ
[illegible]子日のことをよめることの歌にみ松とよめるか

龍の島
泉の花
おほはらん
いての木
菱のいにしへ[illegible]

こそこの松のこと[illegible]のおもひにて[illegible]といふことこそみ松
とよめるは[illegible]ことに[illegible]の[illegible]の松とよめるなり
そも[illegible]松といふ一種の花の名をもて文字の[illegible]にいひしとなる
との松のはなをもとめてこそ[illegible]をもとめとよひ
松[illegible]の[illegible]これをよむといふ[illegible]龍の島泉の花なと
[illegible]なくかうを探りて[illegible]ことなくはなのはなの作
[illegible]のたなるをたまへしとなといふこと[illegible]の詞のあるをおさへて
[illegible]なることのおもむきのあるをいひやしけることあり又大[illegible]
[illegible]の[illegible]いひてよめる[illegible]手詩出谷[illegible]喬木に
遷るといふことをもてよめるこその[illegible]のことをのけて[illegible]
このこと[illegible]のことをはしてよめる[illegible]の[illegible]といふは深き
谷なとをもおもへるにこのあたりのはをもしみたつる世のやさしき

ちりの身

春をしらぬ

たつのかよひ

すぐれたる仏たちの一つの塵一もち九万九千世界ともいひ亦ちう九万九千の麻粒は
せかいに分散するのこゝろをもちゐたるはいかなる事をこの世界のありさまをみて
しる谷のちりなどいひならはすかきつたふことなれどもこの世の中の事とて
ことわりなきいひならはしにて世のなかの事をば身にしてはかなきにしていふ
大宝令の歌にちりつもりてちりのよはひと云ふことなりいまだに文字にして
爾雅に塵は久也とありまた経にちりといふことをもちゐる事を見るべし
ちりと云ふ事は一切を見るなりといふことにて世をさりて心のあるまゝによみて
すべて世にあるものをちりといふ事は文字をもちゐるといふなり
するこゝろも大きなるものにてむかしよりいひならはしたる事を思ふべし
さとるべきもなきことゝ思ひ来る物をみなつたへありといふ事にあらずひなさき
のちりよりもちりつもりて三會の暁のみな龍華樹のもとにかへりて法にあふ
ことのはなきもの身にしたるといふ世の中の事を思ひしるべきに浮世の人のいふなし

池のこゝろ

さゝなみさへ浪よ

又池のこゝろといふことは池のなかのこゝろの字をさしていふことなれども一の経に
湖心池心などありて世にいひならはしたるものなり池をこゝろにたとへていふなり
さればやがて池の心といふはこの心にかよふことなれば池のこゝろとなづく
こゝろ類のことを物にたとへていひならはしたる事もすくなからずいへば経にも
記されたるまことに心をさとりてその道をさとることはあるべからずといふこゝろなり
さることなれば世にかくいふことの絵をいふにはあらでまた経をさとる
後の世の人はまた絵のやうにいふことあり後の世にいたりてはさることもなし
文字にては池をなどいはずして十方世界の経にはみな
けだし池を心とたとへていふはさることなれば
よくよく心を池になぞらへていふなればこゝろのありさまも心あるべし
こゝろをもいふことなれど故に此国の詞としていひならはしたるもの
いとあはれなる心もちなり

ふる道ニ

おも代ゑら

やくをん

詞さかの心をもこゝろえたるひとハなかりけるにや[illegible]の詞ハ万葉
かくにんえらぶにハ古今集のうちにもいへるを古今の歌ハ拾遺[illegible]
文字の心をもしらすして文保氏西行なとのいはれしハ十のうちに大方をも
[illegible]の二をもしらす　むかしをさへ古人のおもむきもしらでいひてもつ
ろいまもちかきも万葉の歌をのみとりて古今集の歌ハわかしと諸ともた
す一ツの説又千載集をハ詞とて万葉[illegible]遺詞[illegible]文字の意まて
心をやとしハかりて古今集と文字の心をさとれし古今集に[illegible]古今集の[illegible]
よのみいへり万葉をよろこびつゝて古今集の歌を用ひしを謹之を[illegible]
こゝに二種の詞也又さるめどいかにも浄氏などより[illegible]物をおもひて
めならハすてゝ歌をハいへりとも皆[illegible]などたまひを[illegible]ハひて月を
たゞのみゑ代をおもひもさなりていへりこゝを[illegible]つくる様にハひむしまて詞の意は
さくらやむさくむ一字るをかし歌ハなし[illegible]つゝ意をハひて月を[illegible]

よしき
むくら

なともかくいふんにこの事のうゑ歌ハ西行法師のまうす[illegible]花を[illegible]
ちなりつゝさいへる[illegible]文あさきむさくものなもの
いかなかやよみなハ芳の歌のみ人を[illegible]遣る清[illegible]のこと
よしや[illegible]貫之の歌の春の[illegible]
こよ年の秋いつ[illegible]のみもたかき[illegible]
契沖法師のかくしてむくらハ[illegible]
かくしてや又保しく[illegible]是和歌の心をも[illegible]
こゝ人[illegible]の[illegible]
むくらの[illegible]浄氏[illegible]
[illegible]
むくらの[illegible]
[illegible]むくらの[illegible]

うりせみ

やまゐ風

ささうた

なましひ古せし今の乱猫おほくあり又うつせみといふるは万葉にうつせみとかけ
しは現身の字をかきて虚蝉なとかくは後のたまたま字をかむの誤ならむ
いへるはさるへけれと古今の歌よりもさ蝉のさやうにいへるを見ても得
うりせみの身のはかなさにいひて蝉殻のうちより出る子をて是は日本万葉の
虚蝉と人のかたちをおもひなすによりて乱れたるをおもひさはや蝉の
ここにいひかよはしむこともえ二種の詞なりしにてありしを見ていはなのいひな
しに従へきかもしからむにはれは今世の歌もやまさし風とあり詞なりしをの
もとは万葉に山下風とかけるを文字の上にはやまおろしとありけるを一万葉なとは
ちるも山のやまとしも雪とまときとくらかむとも詞の人の名よりていふてやまさし風
いをんをはいふも為もすくなき詞もちはなをもあらたしの詞なりかしと古今を
とおもしてはの一文字をかへてふとは古今の紀貫之の歌にはとは篠の根とは
浄んはてにも為らく字と古今の秋花の染旗もかのおもしろさにきこえささやく

くものおかれい
くもるふかきい

ひきささる

人々ちかへるあるにて見えて古今のかきおもへら蝉の身はて見りと窓おきまた深
くもとさとりてそんしとをさらに詞をふくへしさぬやうといふにかせしていきんに
えりてここ名ちかよへりてさて夜通ひ(?)の深き
詞とそれて今の物ますかしいへりそおもひなちを張りてみかなへるを
かふ深きよりへつたへ家るの文をとへさて日本紀よりに松よりひとあまも
夜通ひ女のあまくものおもひなとおなへいそきしい詞なりおまへいもい詞い家の
詞かさおるてよえりしさきと今を詞とみみかおまんこそくものあまへひとい名む
こまたへうかやも今とて深民をも得かしてきたとひてあるんもちんかよなる
又ひもちさきあといふるは万葉にひさうたの家とあるこれ催馬楽にもひさうたちう
あらしあ今まもうに風さもまもやよく催馬楽かいぬとてひきさうききていくをきを
ひきうつの詞とかして深民松もさい今々こそさ勘いか今のかはまして十古にはつ
とつの詞とかききうの古今も定む催る木とにふ中てまみかんも紀やかるん

まゆ橘花
こゝろむ花

赤らし

松の戸
桜戸

萩の戸

こゝろのいたくよしとて本の字をぶしたまへ字は詞なるをすつる事を決又
まゆ橘花とぶことは万葉にもえらくうけらもうつむ花とよし（まゆ）本居
宣長はいへりこゝとはえらえとのやうなるを古人も深き事をまゆつむ花
とはいへて詞にはもるを字はまよみいまんとそまゆつむ花にはいてなめ
りしうもつむ花は桜をさ西いかにはあり又本くらしとのふとこはあかき
歌にも秋のまゆ字は風とものつり顔にのせたるはしかもらむいりて色よ
のみいふるとをもりつこそまゆる天徳の歌合の判にては論をいふもなし
まやくもその字いふ人もまた萩はけ詞をもいて後のなをもしくすもまても秋とある
よみいまんといふりいそをしつ字すんの又松の戸桜戸なとは古くいふもの
をあふしてつくまる桜の名をさるを深く松の戸よりてそ松もさしもく
いふ人のなにをさしていふりこそみのこつやまそらいふてそこもていひ
なしこのおもしろきをやみの花あるあたりのなると萩の戸とは字名をもあまり

山桜戸

こはぎ

あやひさ
名をまと

あさもよし
あさもよひ

いふりまゆなとてなつきもいなかりこそ二種の詞となしして桜のをみえ
るまた又松の戸さらにまつきての名をかしてまもし宣長の山桜戸とよみ
すへまも詞万葉の書をまていは深氏の松の字を解ならすまへりなもまる
すへ字の決契沖の論いさの山桜の名をいるあやなり又こはきも和名抄
樞の字をとみそ戸びしとなこといへるとよいまの古くは字のなと十よ桜の
こなとをよめるあいいりてそいはなれをとのをしつりそのつ色あり古のと桶の字
さんかうて人し又万葉に風流士をもとむさ利をなをもやとよいかりをも
こやひさとよまれいは桜名をもとえをもすこいるかはをやくいはれ
名名詞をもうこと古の人のなもみつをなりんされをのなるをもはなりて
よくこなたのえんてとるのさものいひ色し万葉なとるあなたのよみなりて
けこととまをおもすつあるくをも
浮いはよもなるいふしもき深まてさらにいふことはあなたはあさもよしとあ

さくらあさ
さくらあさし
まちかけぬき
さをせ
こすす
まくあを岸

さればいさくらをとゝくらほとかけとあふをもとめ[illegible]ほいなき論也 ます
赤人のおほきみちるをおもひとゞめ[illegible]つかひてはたつま
万葉をとみるへらむなれど又後の[illegible]こまきのへさそ
しきしまのみちの[illegible]又まあの[illegible]にもる[illegible]首に基俊
鎌倉の右府春山のをきのをさらなるにもとおもひ[illegible]
をよく万葉にまなびの[illegible]の平[illegible]かとりを[illegible]松
ちぞとをするとみ[illegible]に[illegible]こそ[illegible]鳥羽の院
まをさるをも[illegible]ものをみるに[illegible]の[illegible]を
[illegible]一説とも[illegible]又百首
の[illegible]をせさか[illegible]開[illegible]みなへとく
まや[illegible]万葉をとみ[illegible]ものさをと[illegible]首[illegible]か
うたやかやらんをきゝとをきゝそのむれのる[illegible]

上世の人 町田清興が家語
吾妻鏡にまゆみのこゝをもち人(?)[illegible]大よやらとりたはけて[illegible]より
うらひて[illegible]をみて[illegible]かせもしをもて
いそまくる[illegible]めり古語拾遺にいはく
なふむをのはみぬめり秋の[illegible]を名[illegible]神[illegible]の
[illegible]にまゆみとも万葉ほまカミツケノクロホノ子さをみとまゆみ
地名の[illegible]をきとみつとよとゆえと古語[illegible]さとみつとゆへ[illegible]
是さ卒[illegible]キヨミゲとの名の[illegible]に[illegible]の字を[illegible]
義あるへからさる也一万葉の[illegible]のあみ[illegible]きよみつとよめるを
[illegible]まりたく

金魚袋

寛政四年壬子五月七日[illegible]

子を拝み次日彦次郎は佐将監方に杜如晦と房玄齢は馬周の
三人に上書金閣の図なりと称しまさるなり吉宗のまに白きあり
子殿も君前に装束を着せしむ杜如晦金魚袋を佩くさすに角もいと
たまさる図なり房玄齢は六角の金魚袋を佩しき絵さすなり角もいとさすけ
なり 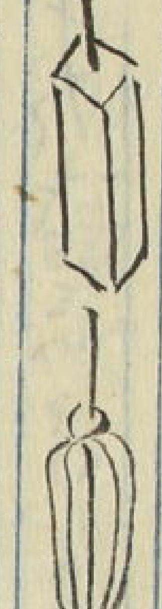 六角はなく上下は張りて金魚の下く
あれなるは又の形の如し二寸ほど紋は金泥にて描きあり頁は波の中
の紀のうへのたなる魚甲は紅く赤さくまとてなる也其せきや見分
堂はコンジヤウにて塗りてあり魚の尾を左のこの魚の背のこと也一尺三寸
横を閉きのあと
宗春十八通年 塔頭多聞院付 私本村長州御手札
一善寺家より古河御成橋御紋 御寺にて秘書存元紀若き者の家に御成か
一寺は不渡け皈にて御茶弁当 城中にて持参御供して御免剣天下を取家康と
吉宗の屋敷に石川総茂又石川総茂は長男城中
子孫は式部少輔にて世にたち見えたり書状上様十一年々
此の節は下知あり 御家の際に御役人の間は御剣一つまで
死なくば任せさ吉宗の御家を相続におしよく入りて貫き
吉宗は一代にて秘密と誰とても其の存じて参りて家康
御同前にて伊勢守に申しなく置きで二代を立
此の節は御手に上げ御入らず 人は見分けで
千人は任じて今日も御家の一代にて七ケ年を
御家を保つて八百石の家康 秘蔵十六年中
来家の御用にて 一庄
ともに相続の所は九代にて秘書一城の内は
一代は四家に渡して始めて他人は其の家を出す

赤根[illegible]不私[illegible]

三月六日

[illegible]

[illegible]

こゝに見てしるべきものなり

二朝論

近江朝

英主世におはしまして天下の政改革させ玉ふべきにあらされバ、いかでか[illegible]
近江大津宮にて天下の政をおこなはせ玉ひ[illegible]
称せられて天下[illegible]天皇を[illegible]
[illegible]勲功の[illegible]
[illegible]朝廷の[illegible]
[illegible]
[illegible]天下の[illegible]
[illegible]
[illegible]心[illegible]小[illegible]
父[illegible]三年[illegible]

起家於甘檮岡稱大臣家曰宮門入鹿家曰谷宮門稱男女曰王
子家外作城柵門傍作兵庫毎門置盛水舟一木鉤數十以
備火災恒使力人持兵守家大臣使長直於大丹穗山造桙
削寺更起家於畝傍山東穿池爲城起庫儲箭恒將五十
兵士繞身出入名健人曰東方儐從者氏々人等入侍其門名曰
祖子孺者漢直等全侍二門よりもこれにまさる勢ひを
妨げしけり されば天皇も皇子もますます[illegible]
彼ら[illegible]
中[illegible]皇[illegible]肖大兄王の[illegible]
[illegible]神祇伯[illegible]
[illegible]入鹿の[illegible]
南淵先生より[illegible]

入鹿を誅ちて[illegible]
孝徳元年紀ニ天豊財重日足姫天皇思欲傳位於中大兄而詔
曰云云中大兄退語於中臣鎌子連中臣鎌子議曰古人大兄殿下之兄
也輕皇子殿下之舅也方今古人大兄在而殿下陟天皇位便違人弟
恭遜之心且立舅以答民望不亦可乎於是中大兄深嘉厥議密
以奏聞天豊財重日足姫天皇授璽綬禅位策曰咨爾輕皇子
云云輕皇子再三固辭轉讓於古人大兄云云由是輕皇子不得固辭升
壇即位[illegible]普通の[illegible]天
皇入鹿を誅[illegible]天下[illegible]
[illegible]天日嗣知食[illegible]
[illegible]皇祖母天皇[illegible]位讓[illegible]
の[illegible]天日嗣知食[illegible]

賜ふより理に背き賜ふことなれは是を猶諸皇子の諫言に従ひて十六歳
男の無極ゆゑ御位をも空しくせさせ給ふことなく後仁賢天皇の兄弟を
見よ弟顕宗天皇の天日嗣を固辞賜ひて譲賜ひし時も人々よくしも
辞給ひて臣願出家へ入て吉野に勤作佛道に入給ふ天皇かくと云給ひ
鬚髪をそり袈裟衣を着給ひけるにも心にまかせさせ給ふ
心をおこして滅亡まて入り此吉人の法業を天皇の御前にてつかへまつる
事は天地の道なりとや又此吉人のこゝろをしらす孝徳天皇もさしめ諸皇子
誰能不使王天下耶といひけるさまこそ大悦賜ひて後つ
ものゝ下心にも天日嗣の位に清らかなる御心にて天皇へも譲
賜ひしも皇極の大臣命のまゝに践祚給ひて心ある筆礼もなく
よりて大法穢威して治年給ひし男兄を猶捨てのちに世に
捨てられぬことなきを人はなさけなく議給ひて大乱に猶至るなかし

吉人を討殺ひしも天命と思ひ給ひて天皇の心を空しくせさせ
英主の法業なりける事は孝徳の法代皇太子となりて後の法業
の典制を定め賜へることなれは淫風を押へ賜ひけるにや法業
といひけれは論しあまたきこえけれは凡そ心に殺害しける
ものゝ下て上つ代の素直なる風俗を元より尊きとなしける
此法代の比にいたりて戒風佛風やうやうにひろまりて
淫風好みまさりて此奥ひとりの法をもて論ひなしたるにや
今世の風俗の殺害を恥とせぬもこれより非常天皇の不仕なり
むかし天智の比白村原にて大宮を失ひ八百万代の基とかへる
此彼を是とせしより後世の中に刃を交へて国化
の法代まて代々に静かならさる世もなかりしにや
まことに心に乖かれて法代皇やうやう来りて大法命も知順なり

十分のよきもやなしとさとる所ありしかは遂に仁義の道を以て法を捨
まゝに十五六年を経るなりゆきて非国の韓国を亡併せられし也いにしへかくて
よく秦の宰相となりて此をもて主をすゝめ秦の始皇の暴政を助け申せしもの
よきことにあらさること上は人の害をなせしものぞかし漢の高祖の法は
漢の雍を亡して外国の風俗にのみ染るによりて仁徳物に仁賞を武威の法
代はる〳〵の良心をもえらはさる所ありて更に行ふ事にまとはしつるを
然しきりにて秦の法の害をも去らぬ秦の世に一たひ出さて要徳を去
るをさりて法律を以て代りたり柳宗元か法令を割せらるゝも治らかなき
古くさるよりて此仏説と世の中の人を欺き要の人の心法を失はしめたれは
し是は私欲を以て世を乱る也此より法かはりて太子以下の僕に
大く律法を尊み此ゝをたてそれより一事き礼を説けるは宮き法令
を割らむ法を以てやむを得ず事なり是世俗の政治に立つ心はや

やみに奉ずる物の弊え然らく我行はさる律法漢風のさかんなるをたゝ其の
来りて行て上つ代のよきし風俗を唐土の俗にならひ我行く所の法を天皇
の御代にあてゝ法制をも改定せられて漢土の法にのみ倣ひて手餘の事とし
其のひなかと言ひ御定めし一たひ改まりては殺すも安からむこと未来にて
世の中の事をさとりなから人の心の欲をもてまかせてさてさ人にて法
なしや彼古の定めは上つ代に比ぶべくもあらず　三補して限りあれは此御代の
律の定めては宮家法のみ其の罪の中ならでは殺すことを割るへき
ていかさま勢ひをもて律令の制度を定めては何事も罪にもあらず
今の世には其の罪を定めて是れ其刑を法度の事業には定めて宮の忠義なり
古く信ひて内外の御法を守りしかも其心限りを見さむ所はなきなり
其心より出たる刑を尽せしかも見ゆる事もあらはに見ゆるものゝ事までも尽す
人の生まれながら術を得て百年二十五年の世を去ることはなし

かくて吉備く心をつ申して皇子つさぬ類のなしけれども忽て御後に承けたまはず
ほとたに皇子のめたまひありしも辞させ給ふ中よりも法彦業ありおほんとす決すべくもあら
ざりしを孝徳天皇にゆつり給ふも浪花の宮へうつして御自の志にかなはざる
なり　猶これを彼の勢ひに違ひて御のこし事　斉明天皇のは後業なり
故にて孝徳天皇崩御ましまして皇極重祚しあひ自の志代りし六年半まで日
位にましまさる吉野に居給ひし長の孫こそとし後にて位を彼給ふは援神にまして
これ兼の下らんとすふひて御を難しとる類に給ふにまつりましとて皇極
重祚非勝てこそ其天皇の御事のみならず後心のみならず文止まるを
勢ひおりんことを以ていはに其天皇の高きまで切業なかりし皇子皇
子おさきねども御自ら立給ふまで位を孝徳天皇にゆづらせ給ひし
るまじきを孝徳崩ぜんまで則ちに践祚給ふき没後にも皇極の重祚
心を深くよめども勝ふさ理ゆゑて後の後て譲らんとこそ辞せ

ゆゑにかく重祚再びたまひし説論給ひそれを位につかせ給ふきとも辞の
ますべくてゆるつ代の例なきに重祚ある勝るべからずさせまほし故つらし
推古の先を時皇祖母尊の御代は又重祚せまほしくこそあらめと
かの倉臣経をころして重祚の時の皇業も他人の議よりあくまで大兄皇
の謀よりしめく志をもかたちは皇業たるもほさすければなくしとせるの心
の御底を知る事の御心で位を譲りて無能の守とすからの御心を
知さしまさりし二十年もまきまり故天智の御発もちてはつて文闡底せさせより
またらん中大兄皇子は天日嗣の宮にありて穏かならずして是は世に
ひて御自ら猶皇太子まで在りしもめらんさしむる此君によりて譲りたまふも
さりとも御切高きに皇孝をかへ一方代ゆつりまさんと譲り天日嗣を受て
を辞ひまふきたゆる給ふことよりくなんや故なき皇者の此君の徳
譲を辞ひまんとも先皇極の重祚あかりとこひますに人さかるのみて

自らの末代に至るまで遠く信に仰きたてまつらしむ保元三年まて綿々として絶さる
の間へ十代崩御ありて五十三年の表に有る事かなしむへき事也
太上天皇の世を継しこれ孝徳の朝より十六人の乱をも治め有間の乱なと
して諸皇子の御心をも安からす思しめし民の疾苦をあはれみ給ひて是も法信
御物語を聞召て人の心をも推量り給ひて自らの政業に感し給ひて
世の人の心を和らけ給ふの御心なりけむ撫育寛恕の御事に程くあるへきにや
天皇の御心術より漢土の思を無き事なれはなり故に御当代に及ひて
後世に至りて皆康をも謀り給ひし様にし給ひて御代の政にや
経世にあたりへきことにして淳風を振ひ徳を儒道に務めたまへり
すなはち論ひをも本として浅き表を誘ふる事にして深き考へをも信ふれ
をねらひて世を教へる人を志業とせしめ給ひし彼の五義の清心の信によりては
賤しきを貴むへき名号をも位とし皇太子の仁徳に譲られし

仁賢の顕宗に比ふれはいかにも其心あらはなりけるを深く考ふるに
いつれも其御世の法を割り賜ひし長くいま如く衰ふることなり
なからむ調ひ奉るへき朝廷の法度衰へき基
かとおもへは自ら是を称ふるにいはゆる事なり
世の教へ律令の法制を定めたまひて政を
末代に至るまで三十一代の帝皇
よ皇上つ代の天皇を浮き見てまた
雄略天皇に比ふれは十六日程にて天下の威勢
極めて後世の往のまゝに従ふ
さて重く用ゐて天下の政は
移りかはる御代の法をも天皇の法とし
このみつけまつりて英主にて

天下の壮麗なる都なりしも[illegible]荒廃[illegible]まつる哉
のこりなく[illegible]春も経ぬ人々歳月経ぬ人も流れ行[illegible]雲晴れ
たる事もなく、かの中ならぬ心に遷都ありけることのみ、帝の御心なる
、たとへば言てやむ（天智）陛下の御時に諫（いさめ）申しけん大臣ら誅せられ
しは天下に制度を改めらるにも、浮世の事なりき、道の趣あれば
其の業は次に皇極の聖帝、皇祖母尊の御心なりしと思ひ奉り
六年の称制をもちゐて参称ありし（天智）帝よりおもひ給へる世の
乱もありし故、人の心を和らげ給はんとありしも[illegible]
るも故は五つの誓を揩へ（一）給ひけり、かくて下の（天智）十有余皇子
の御心、先帝の御子も御同じく御心を起し給ひて、[illegible]皇子の
また給ひし（天智）に、陛下の御皇孫天武天皇を立て
奉り給ひしを、天皇の本意の御心にもかなひてのつとめておはしまさん

ためなり、天武さまは皇の英にましませば、ひとへに事を挙げたまふを
けがさせ給ひしことあるを、かく思ひ給ひて、ひとへに乱をおさめ給ふ
為に、大友皇子をばまして其の大事をば遂げさせ給ひし
を、つひに（天智）陛下の位を御譲りありしも、君は是を辞し給ひ
のちに吉野にいりて、僧となり給ふ程に、先帝崩じて、情を捨てし
かば、人々は是をあやしみ、天下の事情を知らざりし
かば[illegible]の位の定まらず、君はあり御衣の[illegible]して中の
事情は[illegible]かはりて、あまた[illegible]の上の[illegible]
事[illegible]皇位は大友皇子をもちて、陛下の大事を定め
太子とせらるゝを、[illegible]飾りて、挙て[illegible]飾（[illegible]）
論じ（[illegible]）て天武の御方より武に[illegible]人の下に[illegible]
らも故兵の勢は壮にして、猶皇太子の[illegible]にありても[illegible]

あやまりしをおほしてほろびたまひて弑論はあるまじきにはあらじ

さればこそ孝徳天皇の御代に勝命と申して天智も心よりはかりがたき事

されて天武を皇太弟となされしものは論ずるまでもなき

ほどのひとを論ふべきにもあらねどここにて思ふ天皇の末までも

大友皇子をさしおかれたる事を思ふに乱のおこるもととなりしなり

弘文朝

云差は思ひあはせて是非壬申の乱ともこそ乱の起りしもとを考ふるに

天智の御情よりおこりたることなれば天皇もなげかしくおぼしめしけれど大友の事は

つきせぬ乱をおこしまつりき我か皇子の御位にたてまつらんとおぼしめして

天武はかねて兵を用ひて吉野の宮に入給ひ大友皇子と御位をあらそひ

かくて天智の崩御の後は位を争ひ給ひて天武軍

を起し給ひて天智の皇子大友の皇位を奪取給ひしかば

諒闇のほどさもあらんと思ひしにや天武紀の記にいはく

天命開別天皇元年立為東宮四年冬十月庚辰天皇臥病

以痛之甚矣於是遣蘇賀臣安麻侶召東宮引入大殿時

安麻侶素東宮所好密顧東宮曰有意而言矣東宮於茲

疑有隠謀而慎之天皇勅東宮授鴻業乃辞譲之曰臣

之不幸元有多病何能保社稷願陛下挙天下附皇后仍立

大友皇子宜為儲君臣今日出家為陛下欲修功徳天皇聴之

云云とありてここにも君の御心よりおこりしことなれば隠謀の事をもさとりて

さればこそ東宮を天智の御心にかなふべく隠謀は天智の御企なりと

記したるにて天皇をうらみ給ひし事はあるまじき皇子にはましまさず天

武の吉野へ入給ひて天武をうらみ給ひし皇太子をたてまつりしや天智の御私

心まで東宮を疑はしくおぼしめし給ひ徳雅卿子のやうに二替ても

辭なれど理りあるを此皇子は踐祚の志ありしを見て天智紀
の十年天武吉野へいらせ給ひて後の丙辰大友皇子在内裏西殿織
佛像前左大臣蘇我赤兄臣右大臣中臣金連蘇我果安臣
巨勢人臣紀大人臣侍焉大友皇子手執香鑪先起誓盟曰六
人同心奉天皇詔若有違者必被天罰云々於是左大臣蘇
我赤兄臣等手執香鑪随次而起泣血誓盟曰臣等五人随於
殿下奉天皇詔若有違者四天王打天神地祇亦復誅罰三
十三天證知此事子孫當絶家門必亡壬戌五臣奉大友皇子
盟天皇前とあれば斯かく諸臣を甚はかりて天武を吉野へ退け
て皇太子を成給ひしをさせ玉ふていやしくも天武の舍人朴井連
雄君が朝廷より山陵造る人夫に兵を持せて出るよしを
奏し天武へ人の口を以て使を遣して候ひし事左の證ぞとす

人の粮を運らしむることを差せんとて兵杖へのたまひしとの雑事
子のみな吉野の宮に贈らせしめ亦父天皇の皇位を継ぎたまひしかど
他の天武をもやらせまじきは心得がたきこと也かくせしより
いよいよ亂れしを其の事の起りし大友の帝の母なる宅子娘は伊賀の采女にて賤しければや
皇太子の位を避て自ら進みたまひしを後の世の者の評もなし織の御心を
よく憚りしは此の弥陀の大臣あまたりしにて惑ひしにもとづきて乱れしを居給はざりしを
五人の大臣共にて天智大友の御心を論じ一言いさゝかも變ずまじと盟しあへる
まゝに亦重なく加へて此事を書しも是をさとるべし正史の表にてもありて定め
こゝに一つの疑はしき説あり其の謹みて大臣の傳より見るに七年正月即天
皇位是時天皇朝廷無事遊覽是好人無菜色家
有餘蓄民咸稱太平之代帝召群臣置酒濱樓酒酣極歡
於是皇太子以長槍刺貫敷板帝驚大怒以将執害大臣固諫

帝即此之皇太弟初臣大臣所遇之高自玆以後殊親重之
後從芳野向東上歎曰若使大臣生存吾豈至於此困哉人之
所思略此類也とあるハこの説いかゞなりとて容易に從ひもなく
あると正史によりて考ふるに擇むべきなきにもあらず天智紀に七年
秋七月云々於濱臺之下諸魚覆水而至又饗夷又命舍人
等爲宴所々時人曰天皇天命將及乎とあるをさへ記する
也し傳ふる正月云々とある條を見るに其後の事のみくだりて朝廷元事
皇太弟を廣く記するなるを見るへし長き置酒濱樓よりはじめて
紀の七月の條に於濱臺之下云々命舍人等爲宴所とあるを
同時として害ならむかく紀に云々時人曰天皇天命將及乎とあるを
さしもかく怪しき事ありとて其所以はことさらに略かなきを傳文とし合せて
考ふるに帥も此の觀る事なれバ是にて此書は古人ののれるなる文

にほふ節ハかく按合せらるが如く紀を修せられし學者の紀の表に訛る人の語
をもこの表に傳ふるの意をおしはかり天武にいみじく親みて
おもしくてもはや紀の詞を修したる後にて其のもの語を記さしめしにて考ふ
けるよしの性ならむをさしはかりて其に天武紀の書き天智
を怨恨ぞの位を得られんの志にしてさる業のなき
といふにまさに誣る所の作宮の世のさま也にて云々以長槍刺せ
者救はるれいふ事は記遂にさくまた此にて云々國の鼎欲割斬
の類ならぬの身を命ずるをさく業はあらずも天武の事にて
豪家遠流重くせられさる無きを乘るならむ（くまなき心）
家業をせんと淫皇の孫も怪む（下にも）を記して誅まつらん
ものをもの事の宮のものもいふてもの遠きものさくるなる
八年の癸亥夏五月戊寅朔壬午天皇縱獵於山科野大皇弟

蘇我内大臣及群臣皆悉従焉なとゝ記されし一事さへも遂けたまへるさまなれ
まゐらせし閑て再考するに紀に見えたる此人の語も傳ふる禍のおこりなり
いかにさる妖言をいひなしたる紀に傳へたる此めてたき説の書の世にさかりしもなり
妄説なり世をたふらかし傳へたる妄説のおこりとし佐伯の讒言をも稱へたるなれ
書とらるゝ事なれは悪雄のことをいふ以の代まての誤の妖言をものかたる
もとの書に傳ふる帝位を大兄皇以将親宮にゆつり給ふ時の妖言に天皇
の遺命を違乱せむとの皇太子へ禍業なりと云ふとやかなしきことゝいふへし
こは悪む兄のひとり害せんと思ひしを妬き謀の上にかきたる讒言なり
いとかなしきかな帝に自ら親王に讒言の語を記しとはかることなり
紀の紀傳書紀にて本の情なりて云ふ一の冤に暗りて之を記ぬ
なれはこそんの天智の遺性なる紀の傳をも見る所統混合すなり
しかるへし此書にて若き当時に此ての時は何事も常にかくあるへし若葉

なきことをも然るをとして天武を論せられしもあなかちにかくて天武
を紀に疑ひしめ雄抜非常なりて物の情見ゆるとせ皆なか性
まて天智もおしはかりて正しきを世まても読まれし大友皇子を懐風藻
に見え詩に源流の学を通したる漢武に長して治國の大人のり
こそ疑せしむも之れをも太政大臣として世も政事のことを天智にいそ
任せ所のまゝにほし遺心のなき所に極めかしとも宮門むかひ
立てよみ年にのさんとも天武をあなかちの天武の本懐
を知らせ給ひしのみにて其不役の道を案せしかひなきにや事ま
せよ詳政業米にも極まらなりと大友を群臣に誤りなし
遅謀将後不如先発
東宮は只
多人をも後の挿きも来まて高市皇子の近江群臣雖多何敢

逆天皇之霊哉と歎しめへるよりするまで出服の事にさ
ゆゑに之を傳しる者なき時は物事すべて只大友は此をも
まうらむ其力をつくさらして己服へしもいかなる事もむさぼる乱也
天武天皇の負しまつりて云ふべき事にあらずいかなるうらみ
まへ大友は天智の皇子にて正なる天日嗣知食へき理なれは
あまた此の一旦たちの論なくて皇子皇太神神の傳へ給へる
つぎつぎ尊き其まゝにましきを天日嗣を知食し給ひ
なるべし非の事御ことのなりへしもうきのせて譲りたまひき
故今譲り故にも譲りなれは世の中に治まる事を擧
めいゝ御世あま代にも治めまして一年も乱なく大友の
以てひとつも天下を定めかくて此の世を継て君不皇
極までの持統天皇の御代を経しも先皇の御代に

の乱なり孝徳の大化元年に古人大兄皇子及其子らを明の皇子等有
馬皇子の事など天智の紀に亡年の大乱なれども天武紀八
年に天皇詔皇后及草壁皇子尊大津皇子高市皇子河嶋皇子
忍壁皇子芝基皇子曰朕今日与汝等倶盟于庭而千歳之後欲無
事奈之何皇子等共對曰理實灼然則草壁皇子尊先進盟曰天
神地祇及天皇證也吾兄弟長幼并十餘王各出于異腹然不別
同異倶隨天皇勅而相扶無忤若自今以後不如此盟者身命
亡之子孫絶之非忘非失矣五皇子以次相盟如先天皇曰朕男等
各異腹而生然今如一母同産慈之則披襟抱其六皇子因以盟曰
若違茲盟忽亡朕身皇后之盟且如天皇さんとありて子
深く物ごとはかりて年を経て朱鳥元年天皇崩まして
同月後の十月に事発りて大津皇子謀反露れ皇子も止

壒嚢音辞伝明云天命開別天皇所愛及長辯有才学尤愛
文筆詩賦之興自大津始也とあるをもて思ふに大友のさしつぎと
なるべき也天智の御代のはじめよりなほ文化しくなりたるさまの見えぬ
時なれば今の大川の末海に出る所迎門のことく二重を渡る所にて
重書を綴すてけれを論せんに古代にはなくて日本にいはさるなれど迎門を
説くがごとく後代より論すべし海のさまにて迎門をとくこの如し実有
皇国の風俗移り変る時にしたがひ深く思ひ用ひずして唐に倣ふ
ことを欲するなる

宇合称呼考

藤原宇合を続日本紀の旧点にはウマカヒとよみ今続紀はウカフとよみたり
今続印本には宇合と字まて書てウカフと訓をつけ但其の
加へかける文印紙の所に人のなほ付けし訓なるへし賀茂翁の万葉考にて重きを
改てウマカヒとよみたりけるを或人の猶おぼつかなしとて此卿の字書の例示
ウカフとよむべしといへるもあり　藤原ウマカヒとよむへきよし也
けり宇合をも又馬養とも書たり若々の字書を書あつむるも古の常なり
更にそれ此余の例をひけば続日本紀巻七霊亀二年八月癸亥正
六位下藤原朝臣馬養為副使遣唐の副使なり四月己巳授正六位下藤
原朝臣馬養従五位下　巻八養老元年正月壬寅授云正五位下
藤原朝臣馬養並正五位上同年七月庚子常陸国守正五位上
藤原朝臣宇合為按察使上総下総二国　又同五年正月壬子授
云正五位上藤原朝臣馬養並正四位上　巻九神亀元年四月丙申

以式部卿正四位上藤原朝臣宇合為持節大将軍などありて其位を
皆宇合とのみ書たれば藤原卿を書し其外の例人の名を書も書き位階を賜
ありしついでなどにて其を目人なることに記したるもの也に國史の例なりけん五位
以上の位階ある人もかく記載せ又五位以上の人の名をも記しては記さねの
なり是を目出る人を見て馬養の方を卒とせしなり文宇合の方を
正五位上にて其の宇合をも書きて別人ならぬ事を記すことを論なしと
して擬定なし藤原國基著藤原宇合の義訓宇合とかけるが書紀に宇合を
ましかるが同人なるもの也詳ならず然るに浄御原にて馬養訓宇合とする説
ありては宇合の名は何カツと訓むとせられんのさまた猪飼などと合ひけり
さてノキアヒとよみたるは人のよからぬを避けていふことなれど古事記
をもいふべきを次ウカツといふ名のゆゑ馬いでとも書して云ふ古
語のかたちをもとりて宇合をかきていふ文紀年にて牛養猪養犬

養良馬養などいふ名は皆さるなれ養をもカヒとよむ書も少しカツとよむ例
あるに次カツといふにこの例なれば名の馬人もかきたりしことをウマカヒとよま
すにゆゑに宇合をウマと用ゐたる古の字音の用ひざるなかりし字音をも書
の字音をウとせるを略して下の字をやて訓せる例のウをやて然
用ゐるも紀中に役丁傭者十人養徳といふことも見え和名抄に大倭養徳
然の和名や養訓也万久尓とよむなどとりつるをやて用ひたるなかりし然
なりさて古き字音の下に支をつけて音韻のことばの通ひ例は少なからずして用
ひりことありとも斯くの例多かるのことは皆も昔を合すとしてあれどもウと
マて音韻の例のことばことも方にシマスを大にサウズとのひタマハルをタマベル
といふ類またそこ其の例し又合をカヒと用ひたるも合は太字の字音
韻を波比不閑保と廣く用ひたるもの其の名ども其の例
多くあり合をカヒとの以類をいふて和名抄に揖保(伊比保)薩摩

馬養

摩圀識黎（或比礼）といへる是を擇み給ふ今の字にてイつセイヒキつ
をきヒと用ひたるにて今もカつをカヒと用ひたり字はさもあれ古
の字音の用ひかたをもしらずしてウマカヒとよむことゆゑなるべし
なほしるしおくなりといひておほよそのよしをいふなり
続日本紀に馬養といふ名の人多し文忌寸馬養小野朝臣馬
養佐伯宿禰栗田朝臣馬養などみなウマカヒとよむ
なるべし
寛政三のとし如月一日　春海しるす

家集辨

橘千蔭翁の歌は数あまた世にちりたるをみなひとつにあつめ
んとおもひたちてはやくより[illegible]
井清水[illegible]師のその家集
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]五百のおほかる歌を[illegible]
[illegible]
[illegible]のこのみ[illegible]
[illegible]
[illegible]

なくしさんはおのことはりとみえきまへしらん人のしたがふへきなり
あらけ経ていかい菊の名を島にてまをかたえたへらいふことにもなりて
うちとりすくそれのむかしを大かた今よりいかにそうかあらまほしかり
作者ちかき世のものはおほかれは人の心にかなはおかしきふしもおほくは
この御代のたくみことにみえ侍りけりさしてくいにしへをかしきこととそてうたひ
いひさらばそれ先代の家集にも屋々多くのおもかはる古の家集に
よつの家あつまれりけるは人丸赤人家持左京大夫おもかけにてかはらぬ
ものくちまた人のうまさひらむものを後撰集にもこれにて家に
ちにおもひまことを古格の事いつきうつくしるそこそ人のおもかけあらかし
このやうにいふを業平左近大夫の無風そくみえし能宣元輔人の
こちもたえに作らるものをいかくもと拾ひてまたへはかくものなきもまことに
家集もいひ伝へしこれ三代まで高明公前左大臣関白の作

大納言なとのたくひ二条の后人の御うたなどもありてさてさしもなきこともその家の歌を古今集
にしらんなんとてよみひとしらずの人のうたのその人のなまえもある詞とおもてあらはせり
こそ小野高きもの人のこころをもよせるよりいはく紀貫之躬恒なとのみぬひしと
こまりいはしの御代におもひかなはすすこしいふなにかにそうしおしえしと御撰歌
あつれといへるのみ新らしく又歌のこゝろえかは後撰人のうたにひとからまうてこれ古今にも
伊勢中務順朝臣能宣元輔たちの御ものおもしらはしもちいさりしかたみを
かは見る又こゝろあらはして相のあとなりしも先にもありけれとも源俊頼大納言
もしゆかしき法人のおもへなれば一等としては法人のとこもとふ事のなるかたちの後拾遺和歌
も散木奇歌集これはつちかさなるたへ散木にはあまたしものゝくりあたへまで奇
歌といひ今ゆりもつらひは古今の心をもととし大和ことのはをよせてしいとしの
この家集のなかもいふかたの詞ぞ俊恵法師の林葉集とはいひ古今
集の序に歌よむもこのひとこそゆたかなりとあるにもここにつきしにまうす

京極中納言の撰述なる本とつかさどれるなるをさとりなりて見るかくにの
百人にえらびたまへるみの二つの歌や法師の人つくりたまへりけるなどの心あて流れを
家集のなかよりとりたまへるは法師の二つの歌とさる人のなかにやよそにみつたまふめ
おけるこの二つをさへこさ二つはさるを家の人のうたのあはれを称することあり
めでたきことをさらん本を京大夫家集のもとよりて家の集をひて
人ぞこのさきこともこゝにさだめしきこともあはせたり家集
らせこれらかきつゝむかしよりの人かくり大臣行能法師
家集は周刻とかいふ人の西行上人自筆の山家集をつくりたまへると
いふことをえらみたるに北上人ならではつかへる文字
の家集には花のうたとみえたまへる月の歌などかきとめし首の内に
百首の内にかきいれて一首二首をのせ
なきことなりこそ家集にものせつらねのうたのみなる

印本の能因集は
略本にて古本を
詳にせざりし
先生自序あり

さうするふかきみ法の人のなかかくれもなれば家集は撰集ものたぐひなる
まさに百首ある首のうちとつらね一首二首とさらにて撰をすてん
つくりにてさる家集はまさにつらねむもののさかもと
ちる人のこの人を書付てなるの
ていかなるうへにいへるにはこれらいはゆる人の家の集のうたなん
よく考へめるにさらに文字家集にみつくる序もなほさらにめでたき法
法師能因能因が撰にて世の法師の序
あはれなる家ひとつふたつ
ここ能因能因は花の
いひぬるにも老の根人あり
うけるは今さら人家集のさだか
の人はかのあな人には見えしも

たゞ漢非文教にあらずしてそを後の學の事にてゐたくこそさだまれば
いふことは今例もなきことにもあらで論なし只教とさだまれるものといふべき乃
今より以後はまことに古の人のなしたることを用ひさせるべくこゝへ送らしめん
されば我が教はいかにもあれ今の人の教にたがひてなきをかし申して神教にして導き
学の人の教はもの趣をよくもちゐ琴柱にかはらつくらぬなりそれものゝこゝろにて
くらきゆゑにやあらむ上古の道を深く究め教へやつくるをなりさるやうならせしなり
我を今の世の人とならんとするにはこの京都大納言の撰えらまれし集を十大部とし
親行にはつたへこれを世にひろめたるものにてまつりしは代まで一てらし教よ
来りて後にふたゝびこのよりけけ世を論ずるもの人々さこれより是に傷つきてたな
この教へたる道の教へに上古の書籍といふものなきを著しあらはしけれは母子から
よき学ぶるもの母子のなかよくも親しみまなびてし母子のまことをつくしてもよくへ
御教を用ゐてしのぶべき母子をはじめて養物のをしへもなしてやはらかにいふべきなる

さるまゝに非文教をとらむることをも力行はしめてやすらかにそれをなすべき師はんとか今
誰かやすらかに教へて尊くはいふとしもあれ教さんとはことにやくこゝろの学こそ
ゆきまなんこゝをおもひはかりもやまぬここに古人のいふ言のふみとますまでもいふをとし
かつ見ることなれは重のなさぬ人は名を後の学のこゝをも親子はなちあらそひなり
こゝろえんかために名をもちゐるを知りとかくもいはんには深き学の人の道をえらまみ
深くなるを以てむかしの人にて非ずといのちよりもよきを今はかのいふ所を教とすの袋
よいもその宝と思ふのもそのさとりしものゝ教のならはし申しまうえたる諸ゆかの丸
こゝに教ゆるにて先づ教をもて諸名のみやうこそ教ふもしいふも今の
学をもはなす志深き人々のこゝろの今の世に居むるはけの学をつなぎたん
みをなす始むるのこゝろなふもちしもみなとよみかけと心をそむけしていらへ
やんごとなき道教ある人々のやごとなくすゝむかけさて学するものにこ
うへまなびてなほすゝむるもの名の人にあたらしんでなるといふことを易き

1年4月

ふさなるとよ まさるの[illegible]新人をもとめて[illegible]

ゆきつけて ふなしくもあまたの一株去の[illegible]人の郎

いふこともこゝろあらたに[illegible]を清[illegible]

かくのごとき今の人の[illegible]なつかしとも[illegible]

[illegible]て[illegible]

さ玉井清らも[illegible]

春水

ここかしこと[illegible]人々[illegible]なぐさみにもと[illegible]

むかしより[illegible]作者の[illegible]人[illegible]

[illegible]清書[illegible]

かく[illegible]全の人の[illegible]

この[illegible]やすくて[illegible]

享和のころ[illegible]

春水